

参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号

第一百五十六回

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に川橋幸子君を指名いたします。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国との平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

○委員長(山崎正昭君) 質疑のある方は順次御発言願います。

○大江康弘君 おはようございます。国会改革連絡会(自由党)の大江康弘でございます。この大事な法案の審議もいよいよ今日が最後の質疑、午後からは、総理も見えられまして総括の締めくくりの質疑が行われます。それだけに、この法案に際して、衆参通しまして、時間が長いから短いかといふいろんな判断もあるうかと思いますけれども、やはり事ここに至つては、取りあえず早く成立をさせて、後また足らざるところはお互いがまた知恵を出して、次の環境づくりに向けていくということが大事ではなかろうかというふうに思う一人であります。

そういう意味で、最後でありますから、通称、国会改革連絡会、いわゆる国連が最後の調整においていくということが大事ではなかろうかというふうに思つてゐます。川口大臣、これはちょっと質問の予定ではありませんが、私はかねがね、独立国家、日本というのは本当に独立国家かななど。この独立国家の定義というのを自分なりに考えてみます。川口大臣、これはちょっと質問の予定ではありませんが、私はかねがね、独立国家、日本というのは本当に独立国家かななど。この独立国家の定義というのを自分なりに考えてみます。

○國務大臣(川口順子君) 基本的に、おっしゃつたとおりではないかと思います。

○大江康弘君 ありがとうございます。もう少し長いお答えをいただけるかなと。次の質問に非常に戸惑うわけでありますけれども、やはりこういう流れになつてきましたけれども、それだけに、前回も申し上げましたけれども、ある意味ではバラドックスであります。北朝鮮に感謝をしなきやいかぬ部分があるのかなと、そういう意識を高めてくれたという部分は。それだけに、あの拉致問題も含めて不審船等々、日本海で行われておる我が国への主権の侵害、そして、国内には何人おるか分からぬといふ北朝鮮の工作員の存在、それだけに、やはりアメリカが一朝事あれば、そういう工作員が大使館を攻めてきたり、あるいは日本の国内にあるアメリカの基地を攻めてきたりというような、その危機感を持つておるというようなことであるそうでありますけれども、それはやはり、この外交努力ですけれども、我が国の外交目標といいますのは、当然に、我が国の独立国家といふものにまだ日本がなり得ていません。いわゆる世界が本当にこの日本を眞の独立国家として評価をしておるのかと言えば、非常に怪しい部分もあるんではないかな、口ではない。いわゆる世界が本当にこの日本を眞の独立国家として評価をしておるのかと言えば、非政学的あるいはその他の条件からいつて、国際社会が平和であつて安全で、そして繁栄をしていると思います。これのためには、我が国が置かれた地政学的あるいはその他の条件からいつて、国際社会が平和であつて安全で、そして繁栄をしていることが重要である。これをどうやってこういう事態を作り上げるか、このための努力が我が國の外交努力であると考えております。

○大江康弘君 大ざつぱに言えば、今大臣が言われたとおりなんですね。その中で、やはり日本が今までその外交努力の中で足らなかつた部分、それはやはり、PKOの協力法ができまして十年余り、やつと自衛隊がいろんな、満足な形ではなくて、正にそうであります。

○國務大臣(川口順子君) 御質問の意味がちよつつかなきやいかぬわけであります。

○大江康弘君 それだけに、先般、官房長官が盛んにやはり外交努力をしなきやいかぬということを言われました。正にそうであります。

ますと、やっぱりそこに土地があつて、その土地に人が住んでおる、そして三番目に、やっぱり一番大事なのは主権を持つということ。主権を持つということはやっぱりどうしたことかといいますと、敵が攻めてきたときにしっかりと守るということ。主権を持つことがやっぱり主権ではないか。土地、いわゆる領土、そしてそこに住む国民、そして主権、これがやっぱり三位一体となつて私はやっぱり独立国家という形を作り上げていくというふうに思つておるんですけども、それははどうでしょうか。

○國務大臣(川口順子君) まず、私は、我が国は世界に冠たる独立国家であると思つております。ほかの国からそこについて懸念を持たれているようなことというのは一切ないと私は考えております。そういうことを考へておる国は外国にはないと思います。

ただ、おっしゃるように、例えば有事法制がまだないとか、独立国家として当然に備えていないればいけないものということの整備が遅れているという部分は確かにあるということをごいままして、そういう意味で、今回、国会の中で大勢の方の御支持をいただきてこの議論がなされていくと、そういう意味で、今回、国会の中で大勢の方の内閣機能の二番目に、いわゆる外交関係を処理する。それだけに、この外交関係を処理するといふことでも、これはいかがかな。

そういう中で、私は、外務省といふのはこの外交努力というのを前線でやつていただいて、いわゆるその法的な根拠といふのは、いわゆる憲法の七十二条にこの内閣機能といふのがあります。この部分においては、私は、集団的自衛権といふのは、これはもう憲法で当然認められておる、しかし今の政府の解釈は、それは行使をしないといふことになりますから、これはまた別なところに議論を譲りますけれども、いわゆる集団的自衛権と集団安全保障といふのは、僕は別個のものだということだと思います。

それから、その外交努力ですけれども、我が国は外交の目標といいますのは、当然に、我が国の安全、そして繁栄といふことであると互いがまた知恵を出して、次の環境づくりに向けていくということが大事ではなかろうかというふうに思つてゐます。それだけに、外交努力の中では集団安全保障といふものを我が国はやっぱり真剣に考えて、そして自衛隊といふものをあの九条の中で狭い範囲に閉じ込めておかないので、やっぱり三百六十度使つていく、日本の国家のために、いわゆる国際協調のために、こうすることを私は思う一人なんですけれども、私はやっぱり、この七十二条の二項といふものの憲法の裏付けがあればそれは十分できるといふふうに解釈をする一人なんですけれども、これは大臣、どうでしようか。

○國務大臣(川口順子君) 御質問の意味がちよつとはつきり私理解しているかどうか分かりませんけれども、集団的な安全保障といふことでおつしゃつていらつしやることが、狭い、狹義の意味での自衛隊あるいは軍を使つての安全保障といふ

ことでおつしやつてはいるのか、あるいはもう少し広く、自衛隊その他の軍関係以外のこととも含めて、隣の国あるいは近隣の国、国際社会の中の国といい関係を持つていくということは要するに基本でございますから、そういうことも含めていらっしゃるのか、そこがよく分かりませんけれども。広い意味でおつしやつていらつしやるということであれば、当然に、先ほど申しましたように、国際社会の中で、我が国が国際社会の平和と安全、繁栄、これを確保していくための努力というものは外交努力として行つてることでございますから、そういうたべースを作っていくということに外務省としてかかわっている、そういうために外交努力を行つていると、そういうことであるかと思います。

○大江康弘君 私のこの質問の仕方で言葉足らずであったところはお許しをいただきたいと思うんですけれども、いわゆる集団的自衛権というの

は、これは自衛のためというふうに解釈できますよね。しかし、集団安全保障ということは、僕

は、いわゆる外交機能というものの一面があつ

て、それだけに、例えば、我が党の主張はこれ、國連軍を作つてということの主張ですけれども、

よね。しかしながら、憲法の前文でこういうことを述べておる

ばかりこういう外交関係を処理するという、我が日本國の憲法においてはこういうことを述べておる

わけですから、十分行けるんではないかということ

とを実は申し上げたかったわけであります。今日

はもうこれ以上御答弁は時間の関係で結構で

りますので、私はやっぱりこれだけの根拠があれ

ばもつともっと自衛隊にしつかりとした行動をして

いただけだと思つてほしんなとすることをお願いをさせ

ていただきたいと思います。

それで、これは官房長官、今日は私、御予定が

なかつたんですけども、今日お越しになつてお

られますけれども、防衛庁長官に聞かせていただ

きます。

長官、防衛意識というものをやっぱりどう高め

ていくか、防衛の意識ですね。いわゆる幕末にあ

る吉田松陰が佐久間象山の下でいわゆる近代兵制

を学んだ、その学んだときに吉田松陰が、やはり

この国を守るということは、備えとは艦や砲とは

謂ならず、いわゆる船を持つたりとか大砲を持つ

たりということではないと。一番大事なのは我が敷島の大和魂ということを言つてゐるんですね。

う部分は、私はこの七十三条の二項というものを

これを生かしてほしいし、それと同時に、私はこ

の憲法の前文を見てみますと、いわゆる真ん中に

おいて、「国際社会において、名譽ある地位を占

めたいと思ふ。」というこの部分がある。これは、

ある意味においては法的な根拠にもなり得るんで

すけれども、これは願望を言つておるわけです

ね、占めたいと思うんだと。しかし最後に、我ら

は、いざれの国家も、自國のことのみに専念をし

て他国を無視してはならないのであつて、政治道

徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従

うことは、自國の主権を維持し、他國と対等に関

係に立とうとする各國の責務であると信じている

という、これは、ある意味では僕は実体法的な根

拠になり得るんではないか。

だから、憲法の前文でこういうことをもうたつて

いる、そして憲法の七十三条の二項においてやつ

ぱりこういう外交関係を処理するという、我が日

本國の憲法においてはこういうことを述べておる

わけですから、十分行けるんではないかということ

とを実は申し上げたかったわけであります。今日

はもうこれ以上御答弁は時間の関係で結構で

りますので、私はやっぱりこれだけの根拠があれ

ばもつともっと自衛隊にしつかりとした行動をして

いただけだと思つてほしんなとすることをお願いをさせ

ていただきたいと思います。

それで、これは官房長官、今日は私、御予定が

なかつたんですけども、今日お越しになつてお

られますけれども、防衛庁長官に聞かせていただ

きます。

長官、防衛意識というものをやっぱりどう高め

ていくか、防衛の意識ですね。いわゆる幕末にあ

る吉田松陰が佐久間象山の下でいわゆる近代兵制

を学んだ、その学んだときに吉田松陰が、やはり

この国を守るということは、備えとは艦や砲とは

謂ならず、いわゆる船を持つたりとか大砲を持つ

たりということではないと。一番大事なのは我が

敷島の大和魂ということを言つてゐるんですね。

やつぱり、国民の意識、精神が大事だと。これ

がなかつたらやはり本当の国防というものにはつ

ながつていかないんだ、立派な武器を持つたつ

て、立派な備えをしたつて、やはり国民一人一人

が自分の国を何かしたときに国民の一人として

責任を果たしていかにやいかぬという、私はそ

ういう意識だと思うんですけれども、やつぱりこう

いう防衛意識というものをどう高めていくのかと

いうことが、これはある意味においては自衛隊の

大きな理解にもつながつていく、そういうふうに

考える一人なんですねけれども、ちょっとこの辺は

考え方というのは、防衛庁長官のお考えがあれば

お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 大変難しい質問で、私の

身に余るところがございますが、基本的に私ども

の国は四面環海で、島国で外敵と隔絶をされて

おつたということがあつて、その意識をしなくて

も日本国という一つの一体性があつたのだろうと

思います。アメリカのように人工的に作つた国家

というのは、國のために國のために國のためにと

いうことを意識的にやっていかなければ國家意識

というのができなかつた。でも、日本の場合には

それがなくともふわふわとした國家というものが

意識があつたので、それが逆に言えば防衛意識

というのに、やや欠けると言つてはいけません

けれども、乏しいような面はあつたのだと思いま

す。それはそれでとても幸せなことだつたのだろう

うというふうに思つています。

しかしながら、冷戦が終結して何が起つたか

といえば、冷戦が終結して何が起つたか

といふふうに思つています。

そういういろんな紛争の要因になるものは顕在化

をして、まさしく冷戦の間、日本人の夢みたいな

土紛争であるとかあるいは宗教紛争であるとか、

そういうような意識というのでもつていてたと

ころがもたなくなつた。

そこで、我々はどうやってきちんととした防衛意

識というものを持つべきなのかということは、

それで戦つた後はどう被害を最小限に食い止める

かという、やっぱりそういう一連の法案であると

第三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

〔参議院〕

第三十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第一百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第二百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第三百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第四百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第五百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第六百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百三十三部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百四十四部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百五十五部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百六十六部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百七十七部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百八十八部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第七百九十九部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八百部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八百一十一部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第十二号 平成十五年六月五日

第八百二十二部 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会

いうふうに実は考へておる一人であります。それだけに、今後、そういう中でいろいろと不備な部分をどうしていくかということは今後の課題でありますけれども。

私は、取りあえず長官、防衛庁長官、今の我々が國の中に内在をしておる危機あるいは外の正に今そこにある危機に対して取りあえず國民に対しで安心感を与える、そして、そういう日本に対してもかあれば行ってやろうというように思つておる意味において、私はある意味では、もうこういふ今國の状況を考えたときに、自衛隊のこの中に警備区分というのがありますよね。いわゆるどこを守るとか、どこを、いわゆる警護活動の一環の警備区分ということありますけれども、それが

今、自衛隊の場合は、いわゆる自衛隊の基地と、そして在日の米軍基地ということに限定をされておると思うんですけども、私は先般、山崎委員長に前段申し上げ、前回申し上げましたけれども、福井へ連れていついていたたいて、やっぱりあの原発の施設を見せていただいたときとか、やはりある意味では警察が守ることに対するものではないかと、場所、場所的に。

そういうことを考えたときに、やっぱりこの警備区分というものをもうそろそろ見直していかなければいけない時期だというふうに思つてすけれども、この点は長官、いかがでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 委員の御指摘なのは、私どもの自衛隊法第八十一条に定めております警護出動の範囲をどこにするか、対象をどこにするかという御質問であろうかと存じます。これも法を作りますときいろいろな議論はございました。原發を加えるべきではないとか、そのほか重要施設を加えるべきではないかと、そういうような議論も随分と与党の中でもいたしました。結果といたしまして、自衛隊の施設でありますとか在日米軍の施設は、防衛施設であつて、まことに用いる施設であるといふことで、そのほかのものとはまた性質が違うのでは

ないか、重要施設ということで一くくりにするのではなくて、まさしく一朝事があつたときに、あるいはそれが起こらないために用いる防衛の施設であるということで切り分けをいたしまして、自衛隊による警護ということをいたしております。

この委員会の中でも公安委員長からも御答弁がございましたが、例えば原發でありますとか大使館でありますとか、そういうものはいわゆる警察あるいは海上保安庁、そういうものによってきちんとした警護がなされておる。そしてまた、何かあつた場合には、それが治安出動なり、そういうような防衛庁の、自衛隊が持つております法律によつて出動すべく、そこで間断ない、間隙のない連携を図つておる。こういうことを私ども立場といたしております。これについてどうするべきかということは国会でもいろんな御論議があります。また、私どもとしてはこの御論議を拝聴してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○大江康弘君 ありがとうございます。

防衛庁長官、最後にちょっとと一点、武器使用の制限に対してもかあればちょっとお聞きをしますけれども、イラクの今後これどうなるかということの中で、これはいろいろ、あそこが戦争が終了しておるのか、あるいは戦闘地域ということがあらうかと思ひます。私はやっぱり、これは一番どこにこの原因があるのかといえば、やはり内閣法制局が自衛隊の行動というものを、武力行使を必要最小限と

いうようないふうな形にとどめておる。この必要最小限という言葉が非常に分かりにくい。必要最小限といふ解釈がはつきりしないものですから、戦闘地域などとか非戦闘たとか、あるいは戦闘と一体でないとか、やはりこういう武器を、何を使え、これは駄目だというような議論を私は生んでいる原因であるんじやないかなと、こう思うことがあります。結果といたしまして、自衛隊の施設でありますとか在日米軍の施設は、防衛施設であつて、ましく防衛をするために用いる施設であるといふことで、そのほかのものとはまた性質が違うのでは

アンコントロールということではなくて、やはり武力行使という段階までこれはシビリアンコントロールをしつかり働かせて、そしていつたん出たことは長官、どうでしようか。

○國務大臣(石破茂君) もちろんPKOでも一般の国内における活動においてもそうでございますが、武器の使用の判断を、それぞれの判断 자체は確かに個々の隊員がいたします。個々が判断しながら、その行動というものをどういうふうに評価をするといえば、それは内閣総理大臣を頂点としています。これは内閣命令系統の中においてそれは勝手にばらばらにやる、個人の責任においてやるというような形を取つておりません。

そういうような形で考えてみましたが、武器の使用権限をどうするのだと、緩和をすべきだ、いろんな御議論があることも私よく承知をいたしております。これは、例えばPKO法の改正のときに、今までと比べて新しい例えは自己の管理の下に入つた者とか、そういう概念を作りました。もう一度、私どもは今ある法律でどこまで勝手にばらばらにやる、個人の責任においてやるというような形を取つておりません。

そういうような形で考えてみましたが、武器の使用権限をどうするのだと、緩和をすべきだ、いろんな御議論があることも私よく承知をいたしております。これは、例えばPKO法の改正のときに、今までと比べて新しい例えは自己の管理の下に入つた者とか、そういう概念を作りました。もう一度、私どもは今ある法律でどこまで勝手にばらばらにやる、個人の責任においてやるというような形を取つておりません。

併せまして、私どもは海外において武力の行使をいたしません。そしてまた、それと一体化となるようなこともしてはならない。したがいまして、安全なところ、安全なところというの自分たちだけが傷付かなきやいいとかそういうことでないのです。安全なところ、戦闘が行われておらず、戦闘が行われることが予想されない地域ということを選んでおりますのは、どうやつてきちっと任務を遂行するか、そういう観点で行わせていただきております。

るが、まずそれを検証し、日本国として国際社会の責任を果たせるような、そういうことであるべきだと。

武器の使用の基準の緩和につきましては、私がここで答弁をするべきことだと考へております。

○田英夫君 韓国の盧武鉉大統領が明日、来日をされます。もう言うまでもありませんが、金大中前大統領と同様に、北朝鮮に対しては太陽政策を取り続け、そういうことで、日本に対してもいろいろ配慮をされて、もう過去の歴史のことについては改めて触れないといふようなことも言われていたようですが、そのやさきに麻生発言が出てくると、触れないわけにはいかなくなつてきていると、韓国の報道機関から伝えられております。この今審議中の法案というものも、韓国の側からすれば、北朝鮮との間の緊張を高めるのではないかという意味で余り好ましいものではないと、こう考へざるを得ないのではないかとも思います。

そういう点で、盧武鉉大統領と小泉総理との間では、当然共同声明というようなことになつてくるんでしょうが、これは官房長官の領域かと思いまが、その辺の日本側の盧武鉉大統領を迎えられる姿勢というものをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(川口順子君) 日本と韓国の関係は、金大中大統領の大統領でいらした五年間非常に大きく強いものに発展をしたといふに思いました。一番端的な例は昨年のワールドカップのサッカーの共催でございまして、その過程を通じまして、日本と韓国の国民のレベルでも連帯感というものが生まれたといふふうに思ひます。

盧武鉉大統領が明日いらっしゃいまして、総理との間でこの日韓二国間関係をますます強固なものにしていくことについて当然お話しをいたただく。そして、北朝鮮、これも両国にとつてこ

の問題は重要な問題でございますから、それについてもかなりの時間を割いてお話しをいただくことがあります。

○田英夫君 私は、冒頭にこのことを取り上げましたのは、韓国の現政権は北朝鮮に対していわゆる太陽政策、融和政策を取っているわけあります。が、同時に、アメリカとの関係で苦慮しているということも事実ですね。

さきの日米会談、首脳会談では、北に対してより強い、より強硬な措置を取る可能性を残していると、より強い措置という。ところが、韓国、米韓会談の、首脳会談の結果では、追加的措置とか一層の措置とかいうようなややソフトな、まあこれはアメリカの配慮かもしませんけれども、そこに非常に微妙なものがあります。

これから先、この法案というものが、やはりしばり言つてしまえば北朝鮮というものをみんな意識していることは事実であります。北朝鮮との関係を、やはりこの法案が動き出すようなものにしてはならない、平和なものにしていくということが大切だと私は思つんですが、いずれにしても、今、北朝鮮との関係をどう進めていくのか全く見えないんですよ、今の政府のやり方では。

今、中東問題でロードマップという言葉がしきりに使われていますから、そういう意味でいうと、対北朝鮮外交のロードマップをお示しいただきたく、こう思いますね。本当にこれは一番重要なことになつてきましたから、あるいはロードマップも非常に詳しいものから、あるいはただ方向を付けるだけというマップもあるでしょうが、そういうことを政府はお考えになつてているかどうか、まず伺いたいと思います。

○國務大臣(川口順子君) まず、北朝鮮との間で政府がどのようにこの問題を解決したいかというごとにについての考え方、これは今まで様々な折に明確にお話をさせていただいているところでございまして、これは、日朝平壤宣言に従いまして、交渉によつて核の問題を含む安保問題、拉致問題といった日朝間の諸懸案を包括的に解決をする、

そして北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すると、そういう方針でございます。これが北朝鮮自身にとって利益となる

太陽政策、融和政策を取っているわけですが、同時に、アメリカとの関係で苦慮している

というふうに考えていました。

それで、政府としては、今後、米韓とも引き続

ぎ緊密に連携をし、そしてまた中国やロシアとい

った近隣の関係を持つて居る国、あるいはIAEAのような関係の国際機関、こういったところ

と協力をしながら、引き続き外交努力を傾注す

る考えであります。そして、北朝鮮が国際社会の一員として行動するように求めていくこと

でございます。平和的に外交努力により解決をし

ていくということについては、これは先般の日米の首脳会談の折もこのことについては一致をして

いるところでございます。

○田英夫君 ロードマップでその行き先は、最後

の到達点というのは、やはり日朝国交正常化だと

いうことをまずはつきりさせる必要がある。今、包摂的というふうに言われて、拉致問題もある、

いうそういうことで、包摂的にというと、いかに

もソフツでいいようですけれども、だから国民は

分からぬんですね、何から解決していくのか、どういう段取りで解決していくのか。政府の中に

は拉致問題を解決しなけりや一切先に進まないと

今、拉致問題の問題に対する対応を誤りましたから、止まつてしまつて糸口がない、話合いを始める糸口がない。まず、どうやって話合いを始めると、それだけでいいですから、外務大臣、どう考えておられますか。

○國務大臣(川口順子君) 正に、昨年の九月十七日に総理が自ら決断をなさり、北朝鮮に行かれ、そして話合いの糸口を作られたわけでございま

す。そして、日朝平壤宣言に署名をなさつて、先ほど申しましたように、これにのつとつてやつていくというのが我が国の考え方であつて、これについては北朝鮮側も金正日総書記が署名をしてい

るわけですから、そのように思つてゐるという考

え方はきちんとされているわけでございます。

現時点で、国交正常化交渉を再開をするとい

うことについては、残念ながらめどは立つてない

ということですけれども、委員が先ほど

ロードマップとおつしやつていらっしゃいますけ

れども、どのようにこれを進めていくかといふ要

求をしておきます。

○田英夫君 北京で行われましたアメリカと中国

と北朝鮮の三者会談、これを行われたこと 자체は歓迎すべきことでしようけれども、そこはやっぱ

ことは事実ですけれども、入れない。中国が説得をしても、北朝鮮は私は入れないと思いますよ。

あそこを一つの打開策にすると、北京の三者会談を開策にすることとはなかなか難しい

問題は、日本と北との間の問題が解決

するにはつながらないと思いますよ。もつと日本自身が独自に、水面下も含めていいですか

ら、北と本当に話を始めることが大事じやないですか。

今、拉致問題の問題に対する対応を誤りましたから、止まつてしまつて糸口がない、話合いを始める糸口がない。まず、どうやって話合いを始めると、それだけでいいですから、外務大臣からお述べ

う考へておられますか。

○國務大臣(川口順子君) まず、三者会談に日本と韓国両方が入るべきであるということを我が

国も韓国も主張をしていますけれども、それについては先般の、例えば日本と、小泉総理と胡錦濤主席との会談においても中国側から理解を示され

ています。

それで、何をロードマップと呼ぶかということ

は別にいたしまして、どのように北朝鮮との間で

対応していくかということについては、これは米

国及び韓国と緊密に連携をし、また北朝鮮の動向

も注視をしながら、北朝鮮による更なる事態の悪化、これを防止し、そして北朝鮮に対して前向きの行動を取らせるための方策を米国、韓国とは連

携をし、議論をしてきてるわけでございます。

○田英夫君 依然として全く、霧が掛かっている

そこへ、この今日審議をして上げようという声が出てるこの法案ができますと、相手側の立場に立つてみればすぐ分かるんですよ。北から見れば、こういうものが日本で用意されたということは大変好ましくない。そういう中でロードを進んでいこうとしても無理ですね。時間が来てしましました。それだけ申し上げて、終わります。

ありがとうございました。

○榛葉賀津也君 民主党・新緑風会の榛葉賀津也でございます。

昨日、私の尊敬する山本一太先生が、防衛庁長官が正に適材適所ですばらしいという発言がありました。私は、長官もすばらしいですけれども、ロードマップの話もありましたが、とりわけ中東問題に関しますと、川口大臣の今日までの御努力というものは、非常に過去の日本の外交を考えますと多大な貢献をなさってくださっていると思つております。

今朝の新聞でも、イスラエルがパレスチナの独立国家認定という記事が早速載りまして、聖地工サレムを共有してもいいんじゃないかというような話があつたり、パレスチナはテロをやめる、そしてイスラエルは無認可の住居建設を、植民をやめるという報道がありました。

冒頭、この古くて新しい今の展開について、大臣の見解を求めたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 中東和平について、カルテットのロードマップといふことで、二个国家、二つの国家が併存をして平和的に共存をするといふことについてそれを認め、そして三年にわたつてステップを踏んでそこまで到達をするということが道筋が描かれているわけでございまして、その第一歩は、武力の行使あるいはテロ等の暴力をやめるということが第一歩、パレスチナ側が行うということであり、イスラエル側が植民をしたところから撤退をするという話があるわけでして、こういった形で今、中東和平が一步前進をしていくということは非常にうれしいことであります。

私は、先般中東に行きました。正にその日、アーバン・マーゼン内閣がPLCという議会によって認められたわけでございますけれども、そういったタイミングを使って、我が國としても中東の和平の前進についてはロードマップによって働き掛けたということでございます。これはあくまで第一歩でございます。簡単に物事がすらすらと進むということにはなかなかならない、難しいことだと思いますけれども、これについて忍耐強く関係者が努力をしていくことが重要であると思いまして、我が國も引き続きこれを支援していくという考え方でおります。

具体的には、例えば先般、信頼醸成会議、これは両者の間で信頼を作つていくことが非常に大事でございますので、それを東京で開催をしたということもやっております。改革についての支援も日本は今まで行つておりますし、今後引き続き行っていくということについて、先般私が訪問したときに言つております。我が國も側面から努力をし、この中東和平の問題が引き続き前進していくということについて期待をいたしております。

○榛葉賀津也君 有事法制を語るときに欠かせないのが、その反対側にある外交努力、とりわけ信頼醸成や予防外交といったものなんだろうというふうに思います。よくこの有事法制を語りますときに、九・一一であるとか、イラク情勢であるとか、北朝鮮の脅威からこの有事法制が急に今国会で上程されてきたというような錯覚が国内にござりますけれども、全くそういうわけではございません。九・一一以降の時点でも、二〇〇〇年の三月で与党三党が法制化を政府にも要請している。そして二〇〇一年の一月には、当時の森首相がこれを検討するということを施政方針でも述べられている。

野党においては、様々な問題が政局中心で動いておりますと、様々な問題が政局中心で動いておりますけれども、日本は一九五三年、いわゆる陸の条約、

るべくこういつた政局に左右されずにしつかりと委員会の場で審議をする姿勢が大事だというふうに考えております。

そこで、私が呼んだわけではないんですけども、前原委員、先生にお伺いするんですけれども、どうしてこの有事法制の整備というものが今まで遅れてしまったんでしょうか。同世代をリードする政治家として御意見を願いたいと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、主権国家として、平和を追求して、そして自国を戦争のふちに追いやらない、そういった外交努力が徹頭徹尾されるべきだというふうに認識しております。

ただ、その努力はあらゆる限り行つたとしても、万々が一の事態においてそういった法律がないことは、やはり主権国家として、最終的には国民の生命、財産を守る責務を負う国政の私は一番大事なポイントとして、有事法制が整備されていなかつたというのは極めて問題であったとおもいます。

しかし、この問題は、いわゆる有事というものは我々の法整備を待つてくれません。もし、今このジュネーブの条約に対する国内整備ができる段階で、この国内において捕虜が発生する事態が起ることは容易に想像することができるわけですが、それは一体どこになるんでしょうか。

○政府参考人(石川薰君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、現在、我が国はジュネーブ条約の追加議定書を締結しておりますけれども、事態対処に関する諸法の整備全体と時期を同じくして締結する方向で正に現在詳細な検討を行つております。

捕虜の取扱いに関する法制については現在関係省庁間で検討をさせていただいていることを御承知かと存じますが、その上で、あくまで仮定の問題として、我が国による同追加議定書の締結前に、我が国に対する武力攻撃事態が発生し、相手国との捕虜が生じた場合について申し上げますと、我が国としては、既に締結済みである捕虜の待遇に関するジュネーブ条約、いわゆる第三条約でございますけれども、その規定に従つて捕虜を取り扱うことになるものと考えられます。

今後整備される捕虜の取扱いに関する法制は、現時点におきましては、防衛庁を中心としてその所管になるということで検討が進められておりま

海の条約、捕虜の条約、そして文民の条約といふいわゆるジュネーブ四条約、五一年のサンフランシスコ講和条約を受けまして加入をしました。いわゆる第一議定書、第二議定書というものには未批准なんですけれども、そして、それを適用する国内の法整備も全くと言つていいほどされていなかったのが現状です。だからこそ、先日の川口大臣が、同僚の岡崎トミ子委員の質問に対しまして、事態対処に関する諸法の整備とともに、同じくして追加議定書を締結していくということをはつきりと御答弁してくださいました。私もそのとおりなんだろうと思います。

しかし、この問題は、いわゆる有事というものは我々の法整備を待つてくれません。もし、今このジュネーブの条約に対する国内整備ができる段階で、この国内において捕虜が発生する事態が起ることは容易に想像することができるわけですが、それは一体どこになるんでしょうか。

○政府参考人(石川薰君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、現在、我が国はジュネーブ条約の追加議定書を締結しておりますけれども、事態対処に関する諸法の整備全体と時期を同じくして締結する方向で正に現在詳細な検討を行つております。

捕虜の取扱いに関する法制については現在関係省庁間で検討をさせていただいていることを御承知かと存じますが、その上で、あくまで仮定の問題として、我が国による同追加議定書の締結前に、我が国に対する武力攻撃事態が発生し、相手国との捕虜が生じた場合について申し上げますと、我が国としては、既に締結済みである捕虜の待遇に関するジュネーブ条約、いわゆる第三条約でございますけれども、その規定に従つて捕虜を取り扱うことになるものと考えられます。

今後整備される捕虜の取扱いに関する法制は、現時点におきましては、防衛庁を中心としてその所管になるということで検討が進められておりま

他方、外務省といたしましても、捕虜の取扱いに関する我が国の法制の内容や実際の捕虜の取扱いがジュネーブ第三条約等の国際法の規定に合致したものとなるよう適切な役割を果たしていくことになると、このように考えております。

○櫻葉賀津也君 ジャ、外務省が所管ということではないんですね。

○政府参考人(石川薰君) 現時点では、この捕虜の取扱いに関する法制は防衛庁が所管するということで検討を進めております。

ただ、第三条約につきましては、海外との連絡等々がございます。その意味におきまして、外務省も適切な役割を果たしていくと、こういうことでございます。

○櫻葉賀津也君 防衛庁が所管なら防衛庁の方が御答弁してくださればいいと思うんですけども。

では、もし捕虜が発生した場合、その捕虜はどこに収容されるんですか。

○國務大臣(石破茂君) うちだと決まつたわけであります。ただ、今の外務省のお答えになりましたのは、ジュネーブ第三条約第三十九条第一項にこう書いてあります。抑留国の正規の軍隊に属する責任のある将校の直接下の下に捕虜収容所は置かなければいけないと、こういうことになつております。ここまで、じゃまた軍隊とは何だみたい話になるわけですが、抑留国の正規の軍隊に属する責任のある将校の直接の指揮下ということは何かと言えば、我が国の場合には防衛庁、自衛隊しかあり得ない、こういうことで御答弁をなさつたというふうに考えております。

私どもといたしましては、それじゃどこに収容をするのというような取扱組織、そして捕虜の資格の認定をどのようにするのか、そして捕虜となる前の行為がいわゆる戦争犯罪に該当する場合にはどういう刑事諸手続を取るかというような関係も含めまして、どういうような待遇をしていくかということになりますが、そういうこと等々で

す。そしてまた、ジュネーブ諸条約の規定を受け

て具体的な取扱いをどうするか、そのようなことになります。

○政府参考人(石川薰君) まず、捕虜の待遇につ

てまさしくこれから先、議論をしていくことにな

るわけでございます。この対処法の二十二条第二号におきまして、今後整備すべき事態対処法制におきまして、捕虜の取扱いに関する措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとされてい

るというのはそういう意味でございます。

戦前は、例えば日露戦争におきまして、ロシアの捕虜というものを大変人道的に我が国は待遇をいたしました。そういうような戦前のいろんなことはあるのですが、戦後のジュネーブ条約を受けたどのようにやるのか。例えば、捕虜が作業をいたします。それに対してはお給料というのか何というのか、そういうのを払わねばなりません。捕虜が手紙を出す場合にはその切手も支給をしなければいけません。そういうことまで事細かにすらつとございます。そういうことについて、この事態対処法を受けましてきちんと取り組んでまいりたい。各省庁、連携していたします。

○櫻葉賀津也君 私、国会議員になつて二年なん

ですけれども、いろいろなことが分かつてまいりました。難しい質問というか分かりにくい質問になつて、何を聞いているのかも分からなくなつてくる。これ今、どこで収容されるのですか

と言つたんですから、あくまで仮定の話で結構ですから、どこに収容されますと端的に答えていた

すから、後から議事録を読む方も大変分かりやす

いということになりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○櫻葉賀津也君 私、国会議員になつて二年なん

ですけれども、いろいろなことが分かつてまいりました。難しい質問というか分かりにくい質問になつて、何を聞いているのかも分からなくなつてくる。これ今、どこで収容されるのですか

と言つたんですから、あくまで仮定の話で結構ですから、後から議事録を読む方も大変分かりやす

やるんでしょうか。

○政府参考人(石川薰君) まず、捕虜の待遇についてでございますけれども、国際法の観点から一

言申し上げないと存じます。

○櫻葉賀津也君 ジュネーブ第三条約は既に百九十一か国によつて締結されており、これらの締約国はこの条約の規定に従つて捕虜を取り扱うということになつて

います。また、捕虜の人道的な待遇を含め、この

条約に示されている一般原則は既に国際慣習法として確立していると、このように考へられます。

したがいまして、この国際法の觀点から申し上げますと、各國は、ジュネーブ諸条約は、ジュ

ネーブ諸条約の追加議定書の締結とかかわりな

く、武力紛争に際して捕虜を人道的に待遇する義

務を負つているということをまずお答え申し上げ

たいと存じます。

○櫻葉賀津也君 その第一議定書にはまだ批准し

てないんですから……(発言する者あり)追加議定書ですね、してませんから、いろいろな問題もあ

ると思うんですけれども。

○櫻葉賀津也君 もう一度聞きます。端的に、捕虜はどこに収容されますか。石川さん、お願いします。

○委員長(山崎正昭君) 石川部長。——指名されていますよ、石川部長。

○政府参考人(石川薰君) お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げておりますように、第

三議定書の規定に従つて捕虜を人道的に扱うとい

うことから判断されるというふうに考えておりま

す。

○政府参考人(林景一君) 石川同僚の方から国際

法上の観点の御説明をしておりますけれども、先

生のお尋ねに正面から答えることは非常に難しい

のは、正に国際法のレベルにおきまして、我が国

は一定の義務、これは国際慣習法化している部分

もあると思いますし、我が国が締結済みでございま

ざいますハーブの陸戦規則でありますとか、あるいはジュネーブ第三条約、この中にも既に捕虜の取扱いの規定はあるわけでございますので、第一追加

規範として申しますと、第三条約で決められてお

るというふうにお考へいただいていいかと思うの

でございますけれども、その第三条約を、御指摘があつたサンフランシスコ平和条約を締結します

ときには、これが正に有事法制そのものでござりますけれども、その内法を整備してこなかつた、しておらな

かつた、これは極めて異例な事態でございます。

その後において、これが正に有事法制そのものでござりますけれども、その内法を整備してこなされ

て一年以内ということで急遽入つて、そのと

きに国内法を整備してこなされた、しておらな

かつた、これは極めて異例な事態でござります。

そこで、これが正に有事法制そのものでござりますけれども、その内法を整備してこなされた、しておらな

かつた、これは極めて異例な事態でござります。

です。私は、まず足下からきつたりやつしていく、  
その必要があると思うんですけども、この点は  
是非コメントをしておきたいというふうに思いま  
す。

次に、事態対処専門委員会のことについてお伺いしたいんですけども、時間がなくなつてしまいまして申し訳ございませんので少し飛ばして質問をしたいと思いますけれども、官房長官にお伺いしますけれども、この専門委員会の前の安全保障会議ですね、この安全保障会議の諸問題内容であるとか議論の内容については、これは公表されるんでしょうか。公開されるんでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 安全保障会議における議論につきましては、事柄の性質上、この安全保障会議事運規則等によりまして非公開と、こういうことになつております。

具体的な内容を公表しておりませんが、安全保障会議における決定事項については、これはこれまでどおり公表していくことになります。また――ということですね。よろしいですね、それ

○ 楠葉賀津也君 はい いいです

たた、私はいろんな情報をあちこちから専門委員会も安全保障会議も取るんだろうというふうに思います。情報というのはえてして恣意的なものもありますし、何が客観的な情報かというものも難しい、不確実な情報もあるでしょう。イラクの状況を考えましても、大量破壊兵器があるとうる確かな情報があると言いながら、いまだに大量破壊兵器は見付かつてこないという現実もあるわけでございます。

私は、そのオペレーション上公開できないと、理由はよく分かります。しかし、こういった情報は事後的に検証する意味も含めまして、事後から、情報を後に開示して事後検証システムといいうものをきつちりと構築する必要があると思うんですね。すけれども、その観点から、後に情報公開を考えるということはないんでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君) このことは、外交上の

いろいろなことについても同様の扱いされてしまいます、ておると思いますけれども、一定期間公表できないものもあるし、それからもつと長い期間、若しくは公表できないようなこともあります。でもあるものもあるんではなかろうかと思ひます。ですから、それは公開できるものは公開すべきというように思います。

また、国会でもつていろいろ御審議をいただいていることもござりますから、その内容そのものでないかもしけれども、よく国会でも御認識いただき、又は御理解いただけるような情報公開制度というか、そういうものには努めなければいけないというようには思つております。

○柳葉賀津也君 私は、一九三二年の満州事変の後の三年年のリットン調査団、そういう例もありますし、また実際に、この有事というものは、例えば原発の問題なんかを考えると、外からの武力攻撃ではなかつたために行使による有事よりも、比較的、災害であるとか人的ミスであるとか国内のトラブルによって起まる問題もたくさんあると思います。しかし、そういった問題が実は外からの武力攻撃ではなくつたのですよという証明をきつちりとしていくためにも、これ少なくとも事後の情報公開制度というのには極めて有用だと思うんですけれども、どうでしょうか、長官。

○国務大臣(福田康夫君) 現在行われていることについての情報公開ということは、これは相手の国との関係もあります。また、じや、その将来すべて公開できるかどうか。これはやはり、相手の国のこともあるということも考えますと、すべて公開できるかどうか、それはその案件ごとに判断すべき問題だと思います。

例えば、柳条溝のことですね。柳条溝事件について、この外務省筋の第一報が、現地からの第一報は、これは電報であるわけです、本部に来ているわけです、日本に来ているわけです。そういうふうなことについては、今、アジア歴史資料センターというのがございまして、そこでその電報を、電文見覺ることになつてゐるんですよ。

そういうような形で、やはり歴史の資料としてこれを努めて公開すべき義務があるというように思つております。私は思つております。

○櫻葉賀津也君 様々な問題の透明性や説明責任を考える、そういう点で私は民主党の提案者はですね、この問題に判断の根拠というものを作られたんだろうと思います。

最後に、この問題について民主党の提案者の御意見を聞いて、私の質問を松井委員に替わりたいと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) この事態認定といふものについては、初めの原案は、おそれ、予測というもののも含めて、極めてその境目も分かりにくかったたといふものもありますし、一体どういう根拠をベースにして認定をするのかということについては、私は、おそれがなくなつて予測と武力攻撃事態という二つになつたとしても、これはグレーゾーンというのは残るんだと思います。

したがつて、認定については、恣意的なものが入らない、そして国民から見て客観的な判断基準がやつぱり示されることが、私は、国民に協力を求め、そして何よりも自衛隊を動かすということにおいては必要なんだろうという観点から、できる限りの情報公開を政府に課すという意味でこういったものを修正点として求め、そして盛り込んだということになります。

○櫻葉賀津也君 ありがとうございました。

○松井孝治君 引き続きまして、民主党の松井孝治でございます。

今日は修正案の提案者である前原誠司衆議院議員にも御出席をいたしましたので、前原議員の見解と政府側の見解を比較しながら、将来、本当にこの前原議員を中心とした民主党が政権を担えるのかどうか、それを検証する意味でも御質問をしてまいりたいと思います。

まず、月曜日に、私、この委員会で、福田官房長官、石破大臣あるいは湯池大臣も含めて御質問させていただきました。もし、例えば院内の閣議室で閣議をされている最中に、それこそ万が一の

事態があつて、首相を始めとして閣僚全員欠けてしまつたようなときにはどうなるんだというような御質問をいたしました。ある新聞にそれを報道をいただきまして、「首相と全閣僚死亡も 危機管

理を検討」というふうに官房長官は言明されたと  
いう記事が出ておりました。私の印象は、もう少し、そこまで踏み込んだ御答弁であつたかどうか、ちよつと議事録を精査してみないと分からな  
いなどという印象を直率に持っておりますが。  
修正案の提案者である前原議員にお尋ねします  
が、いざ本当に有事という場合に、全閣僚が欠け  
てしまう場合もあるわけです。その際に、今の内  
閣の運用は、第五順序まで閣僚を総理大臣の代行  
としてあらかじめ指定をしておられます。内閣法  
九条に基づいて指定をしておられます。この運用  
ですね。

それから、この前も議論をしたんですが、例え  
ば、仮に今憲法上、この内閣法九条で指定でき  
るのは閣僚までなんですね。そうすると、第十七  
順位まで仮に指定したとして、もし閣議室で何か  
あつたときにはどうにもならないわけであります  
す。その意味で私は、官房長官に、閣議の運営の  
在り方を変えなければいけないんではないかとい  
うことを御提案をいたしまして、新聞報道では、  
官房長官もそれも検討するというふうにおつ  
しゃつたというふうになつてゐるんですが、私  
ちょっと、議事録の速報版を速記部にお願いして  
確認をしましたところ、基本的に閣議の運営とい  
うのは全会一致でなければいけないのでなかなか  
難しいけれども、検討はするというぐらいの答  
弁だつたと思います。

この内閣法九条の總理が欠けたときの代行者の  
指定、あるいは閣議の在り方ですね。本当に週に  
二回この院内で閣議やつてあるわけですが、時間も  
をそう軽々に、例えば鴻池大臣はふだんこの閣議  
オーブンにして。

今日も法制局見えただいでありますけれど  
も、法制局の解釈は、憲法上、閣議というのは全  
員一致でなければならない。その全員一致の閣議  
をそう軽々に、例えば鴻池大臣はふだんこの閣議

に参加されずに、防災担当大臣は、あるいは石破長官は参加されずに、別の形で内閣の意思形成に参画されると。その場に必ずしもいなくてもいいんじやないかということについてはなかなか難しいといふ答弁が官房長官からは前回あったわけであります。これについて、本当に危機のときに、この法制、何のためにやつてあるかというと、本当に考えたくないことが起つてしまつたときにどうやつてこの国の指揮命令系統を確保するのか、私は、それが我々政府にかかるる、あるいは国会にかかるる人間の責務だと思うんです。そういう最悪の事態にどうやつて日本國の国民の生命、財産を守るのか、その辺について修正案提案者である前原議員の見解をまず伺いたいと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) まず、内閣法第九条

についてお話をしたいと思いますけれども、委員御指摘のように、今は運用で五番目までの順位が

決まつてゐるということになりますけれども、アメリカはもちろん大統領制で、日本の議院内閣制

とは違いますけれども、すべてナンバーが付いて

いるということになりますし、これは議員も御承

知のことだと思いますけれども、例えば大統領就

任式には副大統領は同席をしないということになつてますし、また、居場所も基本的には伏せ

ておくと、こういう形になつて危機管理をしてい

るわけです。そういう意味で、私は、五番までし

か運用上決めていないということは、やはり考

えます。それが第一点と。

しかし、すべての閣僚がいなくなるという可

能性があるので、その後の対応策をどう考えるのか

ということは、議員御指摘のように、これは、難

しいけれども検討するじやなくて、やはり最悪の

ことだと思います。

それから、閣議についてござりますけれども、憲法第六十六條の三項ですか、それに基づい

て全会一致でなくてはいけないということに法制局の答弁はなつてゐるわけあります。必ずしも私は憲法第六十六條の三項が全会一致を決めていたがいまして、これは議員が、御自身が橋本内閣のときに行政改革本部の中で取り組まれたことだと想ひますけれども、やはり私は、この全会一致のルールというものを、やっぱり慣例としてやられてゐるものだと思ひますので、その点はやっぱり変えていくことが必要なんではないかと思ひます。

少し例が、前提が異なるので例としてはふさわしくないかもしませんが、私は内閣総理大臣の機能強化というのには必要だと思っていて、それをやつていかなくてはいけない、時代の変化に対応していくためにはそれは私は必要だと思ひます。今の全会一致は、何か戦前の、これは一九三六年の広田内閣のときだつたと思ひますけれども、軍部大臣の現役武官制という決めて、そしていわゆる一大臣が決まらないということです。今御出張の閣僚もおられますし、あるいは国内外へ御出張の閣僚もおられますし、あるいは国内でいわゆるその省の公務のためにおられない閣僚も、時にして閣議、火曜、金曜日にはおられることが多いかもしませんが、私は内閣総理大臣の機能強化というのには必要だと思っていて、それが可能であると、このように考えております。

○衆議院議員(前原誠司君) 閣僚の一人として現行の状況に身を置かなきやいかぬというふうに、まさに基本的に思つております。

ただ、個人的にどうかと言われば、今現在も海外へ御出張の閣僚もおられますし、あるいは国

内でのいわゆるその省の公務のためにおられない閣

僚も、時にして閣議、火曜、金曜日にはおられる

わけでありますので、そういう運用というものは

私は可能であると、このように考えております。

○衆議院議員(前原誠司君) 個人的な見解というのですが、明快な御答弁だつたと思ひます。

石破大臣、防衛庁長官ではなくて石破国務大臣、個人的見解でも結構です。同じ質問でござい

ます。

○国務大臣(石破茂君) 私もそれはそうだと思つています。鴻池大臣と同じ立場であります。

○衆議院議員(前原誠司君) 明快な御答弁だつたと思ひます。

今、この席にいらつしやる三人の方が同様の御趣旨があつたと思ひます。

福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負われ

ているお立場ですから、なかなかおつしやりにく

いこともあるかもしません。しかしながら、こ

れは自民党内閣である橋本内閣の下で、これも閣

議にかかつて決まつた行政改革会議の最終報告と

いうのがあります。そこに、こう書いてあるんで

すよ。「日本國憲法は、転變する政治状況の中で

内閣が機敏かつ実効的な意思決定ができるよう、

閣議の議事手続等については、基本的に内閣自身

の意思にゆだねる趣旨と解される。内閣機能の強

化・活性化のため必要であれば、閣議の議決方法

について合意形成のプロセスとして多数決の採用

も考慮すべきである」と、明確に書いてあるんで

す。

○松井孝治君

明快な御答弁だつたと思ひます。

ちょっと鴻池大臣に、済みません、急に、鴻池大

臣、國務大臣としてお務めの中で、やつ

ぱり閣議

というのは絶対その場に週二回出なけれ

ば内閣

として連帶責任を負えないと思われます

か。個人的見解で結構ですから、お答えください。

○國務大臣(鴻池祥肇君)

閣僚の一人として現行

の状況に身を置かなきやいかぬというふうに、ま

ず基本的に思つております。

ただ、個人的にどうかと言われば、今現在も

海外へ御出張の閣僚もおられますし、あるいは国

内でのいわゆるその省の公務のためにおられない閣

僚も、時にして閣議、火曜、金曜日にはおられる

わけでありますので、そういう運用というものは

私は可能であると、このように考えております。

○衆議院議員(前原誠司君) 閣僚の一人として現行

の状況に身を置かなきやいかぬというふうに、ま

ず基本的に思つております。

私は、こういう最終報告を閣議でも議論をし

て、内閣総理大臣の責任の下でこれまでとめられ

て、このときも随分実は内閣法

制局と行政改革会議の間で議論がありました。同

じように、内閣機能強化に当たつては、当時の大

蔵省が本当にいろんな議論を

内閣機能強化に反

対するという意味で陰に陽にされました。しか

し、それを乗り越えてこういう意思決定をしてい

るにもかかわらず、内閣法制局はいまだに憲法上

の要請だ、全会一致でなければいけない。これ

は、戦前から戦後に至るまでそういう学説は多數

あります。正直申し上げて。しかしながら、そ

ういう学説の対立も乗り越えてこういう成案を得た

にもかかわらず、いまだに全会一致ということを

おつしやり続けています。

それで、福田官房長官、それで非常に機動的に

意思決定ができるなんらいいですよ、ダイナ

ミックな。でも、例えば今の国と地方の関係、三

位一体論、あるいは鴻池大臣が別のお立場で御苦

労をしておられる規制改革の議論、どう考えてい

くともかかわらず、いまだに全会一致といふことを

おつしやり続けています。

そこで、福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負われ

ているお立場ですから、なかなかおつしやりにく

いことがあるかもしません。しかしながら、こ

れは自民党内閣である橋本内閣の下で、これも閣

議にかかつて決まつた行政改革会議の最終報告と

いうのがあります。そこに、こう書いてあるんで

すよ。「日本國憲法は、転變する政治状況の中で

内閣が機敏かつ実効的な意思決定ができるよう、

閣議の議事手続等については、基本的に内閣自身

の意思にゆだねる趣旨と解される。内閣機能の強

化・活性化のため必要であれば、閣議の議決方法

について合意形成のプロセスとして多数決の採用

も考慮すべきである」と、明確に書いてあるんで

す。

私は、こういう最終報告を閣議でも議論をし

て、内閣総理大臣の責任の下でこれまでとめられ

て、このときも随分実は内閣法

制局と行政改革会議の間で議論がありました。同

じように、内閣機能強化に当たつては、当時の大

蔵省が本当にいろんな議論を

内閣機能強化に反

対するという意味で陰に陽にされました。しか

し、それを乗り越えてこういう意思決定をしてい

るにもかかわらず、内閣法制局はいまだに憲法上

の要請だ、全会一致でなければいけない。これ

は、戦前から戦後に至るまでそういう学説は多數

あります。正直申し上げて。しかしながら、そ

ういう学説の対立も乗り越えてこういう成案を得た

にもかかわらず、いまだに全会一致といふことを

おつしやり続けています。

それで、福田官房長官、それで非常に機動的に

意思決定ができるなんらいいですよ、ダイナ

ミックな。でも、例えば今の国と地方の関係、三

位一体論、あるいは鴻池大臣が別のお立場で御苦

労をしておられる規制改革の議論、どう考えてい

くともかかわらず、いまだに全会一致といふことを

おつしやり続けています。

そこで、福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負

われているお立場ですから、なかなかおつしやりにく

いことがあるかもしません。しかしながら、こ

れは自民党内閣である橋本内閣の下で、これも閣

議にかかつて決まつた行政改革会議の最終報告と

いうのがあります。そこに、こう書いてあるんで

すよ。「日本國憲法は、転變する政治状況の中で

内閣が機敏かつ実効的な意思決定ができるよう、

閣議の議事手続等については、基本的に内閣自身

の意思にゆだねる趣旨と解される。内閣機能の強

化・活性化のため必要であれば、閣議の議決方法

について合意形成のプロセスとして多数決の採用

も考慮すべきである」と、明確に書いてあるんで

す。

私は、こういう最終報告を閣議でも議論をし

て、内閣総理大臣の責任の下でこれまでとめられ

て、このときも随分実は内閣法

制局と行政改革会議の間で議論がありました。同

じように、内閣機能強化に当たつては、当時の大

蔵省が本当にいろんな議論を

内閣機能強化に反

対するという意味で陰に陽にされました。しか

し、それを乗り越えてこういう意思決定をしてい

るにもかかわらず、内閣法制局はいまだに憲法上

の要請だ、全会一致でなければいけない。これ

は、戦前から戦後に至るまでそういう学説は多數

あります。正直申し上げて。しかしながら、そ

ういう学説の対立も乗り越えてこういう成案を得た

にもかかわらず、いまだに全会一致といふことを

おつしやり続けています。

そこで、福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負

われているお立場ですから、なかなかおつしやりにく

いことがあるかもしません。しかしながら、こ

れは自民党内閣である橋本内閣の下で、これも閣

議にかかつて決まつた行政改革会議の最終報告と

いうのがあります。そこに、こう書いてあるんで

すよ。「日本國憲法は、転變する政治状況の中で

内閣が機敏かつ実効的な意思決定ができるよう、

閣議の議事手続等については、基本的に内閣自身

の意思にゆだねる趣旨と解される。内閣機能の強

化・活性化のため必要であれば、閣議の議決方法

について合意形成のプロセスとして多数決の採用

も考慮すべきである」と、明確に書いてあるんで

す。

私は、こういう最終報告を閣議でも議論をし

て、内閣総理大臣の責任の下でこれまでとめられ

て、このときも随分実は内閣法

制局と行政改革会議の間で議論がありました。同

じように、内閣機能強化に当たつては、当時の大

蔵省が本当にいろんな議論を

内閣機能強化に反

対するという意味で陰に陽にされました。しか

し、それを乗り越えてこういう意思決定をしてい

るにもかかわらず、内閣法制局はいまだに憲法上

の要請だ、全会一致でなければいけない。これ

は、戦前から戦後に至るまでそういう学説は多數

あります。正直申し上げて。しかしながら、そ

ういう学説の対立も乗り越えてこういう成案を得た

にもかかわらず、いまだに全会一致といふことを

おつしやり続けています。

そこで、福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負

われているお立場ですから、なかなかおつしやりにく

いことがあるかもしません。しかしながら、こ

れは自民党内閣である橋本内閣の下で、これも閣

議にかかつて決まつた行政改革会議の最終報告と

いうのがあります。そこに、こう書いてあるんで

すよ。「日本國憲法は、転變する政治状況の中で

内閣が機敏かつ実効的な意思決定ができるよう、

閣議の議事手続等については、基本的に内閣自身

の意思にゆだねる趣旨と解される。内閣機能の強

化・活性化のため必要であれば、閣議の議決方法

について合意形成のプロセスとして多数決の採用

も考慮すべきである」と、明確に書いてあるんで

す。

私は、こういう最終報告を閣議でも議論をし

て、内閣総理大臣の責任の下でこれまでとめられ

て、このときも随分実は内閣法

制局と行政改革会議の間で議論がありました。同

じように、内閣機能強化に当たつては、当時の大

蔵省が本当にいろんな議論を

内閣機能強化に反

対するという意味で陰に陽にされました。しか

し、それを乗り越えてこういう意思決定をしてい

るにもかかわらず、内閣法制局はいまだに憲法上

の要請だ、全会一致でなければいけない。これ

は、戦前から戦後に至るまでそういう学説は多數

あります。正直申し上げて。しかしながら、そ

ういう学説の対立も乗り越えてこういう成案を得た

にもかかわらず、いまだに全会一致といふことを

おつしやり続けています。

そこで、福田官房長官、閣議運営の責任を事実上負

は違う意見言ったというふうに言わなければいいじゃないかと。私はそういうようにこの際、この有事の議論をしている際に、官房長官、一步踏み出されたら、政治的リーダーシップが大変優れた官房長官ということで歴史的に福田官房長官の名が残るんではないかと思いますけれども、御議論を聞いていただいて、官房長官、本当に肉声で、これはもう答弁書ということではなくて御自身のお考えを是非お述べいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(福田康夫君) これは憲法の解釈の一つだらうと思いますね。そういう、長年にわたりそういうような考え方でもつてやつてきていることでございますから、そのルールを変えるというか。

委員のおっしゃることも分かりますよ。分かりますけれども、じゃ、それでもつて本当にいいものに、より良い制度になるのかどうかということもよく検証してみなきやいけないというふうに思いますので、私は、ここでもつて私の意見を言つたつてしまふがないんで、これは大いに委員の、委員を中心に議論を進めていただきたいというふうに思います。大いに議論を聞いていただいて、より良い方法は何があるか、また憲法との関係をどうするのかといったようなことを皆さんには是非お考えいただきたいというふうに思つております。

○松井孝治君 人ごとではないんですね。私は議論が必要だと思つているからこの国会の場で議論を提起しているわけです。その提起した議論について、いや今直ちに結論を出せなんてことは言つませんが、官房長官として、今閣僚お二人も、そういう意思決定があつてもいいんじやないか。あるいは閣議運営で、今は多數決のことをおつしやつたわけじやないですね、ただ私がお伺いした質問は、少なくとも二人の閣僚にお伺いした質問は、週二回の閣議に常に閣僚が原則として出なればいけない、それは全会一致の閣議運営を保るためにも全閣僚が出なければいけないといふことはこの有事の際に考え直した方がいいん

じゃないかという、個人的見解ですが、二人の閣僚がそういう発言をされたということを官房長官としてどう受け止められますかということを伺つておるんです、もう一度答弁をお願いします。

○國務大臣(福田康夫君) これは、今そういうようなやり方をしているわけですね。一つのルールに基づいて運営をしているわけでございまして、新しいルールができればそれに基づいてやる。しかし、要は、こういうやり方の中でいかにより良い方法があるのかどうかというようなことも関係してくるんだろうと思います。

有事の際ということになれば、別に火曜日と金曜日に有事が起るわけじゃないんです。ですから、それは臨機応変に対応しなければいけない。集まつて会議をして決めるということもできないような状況もあるかもしれない、そういうような心配のいろいろな態勢というものは、これは我々もよく考えて、いろんなケースを想定して考えてみたいというふうに思つております。

○松井孝治君 それは火曜日と金曜日に有事が起るとは限らないのは当たり前的话ですよ。いつ起るか分からぬ。閣議を開催している途中に閣議室で有事が起るかもしれないから、私はこいつことを申し上げているわけあります。

存在するルールにはすべて理由があります。ましてや、この問題については長い歴史もあります。法制局から前回御答弁もいただいたように、それは一つの考え方であります、全会一致原則と前原議員、ちょっとこの議論を聞いておられて、御意見をいただきたいと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど申し上げましたように、私は憲法解釈というものを内閣の法制局が行つてそれに縛られているということだと思ひますし、内閣法制局の長官というのは政治家ではないわけですね。私は内閣の法制局のその考え方方は尊重しなきやいけない部分は多々あると想ひますけれども、しかし時代が変わってきて、本当に見直していくかなくてはいけない。

今、委員御指摘のように、有事の議論をするときに、有事を想定した閣議のやり方が今までおかしかつたということであれば、それは私は果斷に見直していくべきだというふうに思ひますので、先ほど委員に申し上げたとおり、私もその政府の解釈というものを変える、そして閣議の在り方を変えるということは、当然考え方すべきであるといふふうに思ひます。

○松井孝治君 ありがとうございました。

しかしながら、政治家が行うべきは、あるルルがあるから、それが存在するから考へなくていいということではなくて、そのルルが本当に正しいかどうか、今のこの現状の国際情勢あるいは内情踏まえてこのルルを見直すかどうか、それを検討するのが政府の役割じゃないですか。

私は、官房長官、官房長官に、正に閣議運営についての責任者なんですから、その議論を官房長官一人で変えてくださいなんて言つておるわけ

じゃないんですよ。官房長官、これ御議論をされたらどうですか、この際、例えば、閣議において、今後の閣議の運営の在り方を御議論を提起されているんですが、もう一度答弁をお願いします。

○國務大臣(石破茂君) これは、今そういうようなやり方をしているわけですね。一つのルールに基づいて運営をしているわけでございまして、新しいルールができると、それに基づいてやる。しかし、要は、こういうやり方の中でいかにより良い方法があるのかどうかというようなことも関係してくるんだろうと思います。

有事の際ということになれば、別に火曜日と金曜日に有事が起るわけじゃないんです。ですから、それは臨機応変に対応しなければいけない。集まつて会議をして決めるということもできないような状況もあるかもしれない、そういうような心配のいろいろな態勢というものは、これは我々もよく考えて、いろんなケースを想定して考えてみたいというふうに思つております。

○松井孝治君 それは火曜日と金曜日に有事が起るとは限らないのは当たり前の話ですよ。いつ起るか分からぬ。閣議を開催している途中に閣議室で有事が起るかもしれないから、私はこいつことを申し上げているわけあります。

存在するルールにはすべて理由があります。ましてや、この問題については長い歴史もあります。法制局から前回御答弁もいただいたように、それは一つの考え方であります、全会一致原則と前原議員、ちょっとこの議論を聞いておられて、御意見をいただきたいと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど申し上げましたように、私は憲法解釈というものを内閣の法制局が行つてそれに縛られているということだと思ひますし、内閣法制局の長官というのは政治家ではないわけですね。私は内閣の法制局のその考え方方は尊重しなきやいけない部分は多々あると想ひますけれども、しかし時代が変わってきて、本当に見直していくかなくてはいけない。

今、委員御指摘のように、有事の議論をするときに、有事を想定した閣議のやり方が今までおかしかつたということであれば、それは私は果斷に見直していくべきだというふうに思ひますので、先ほど委員に申し上げたとおり、私もその政府の解釈というものを変える、そして閣議の在り方を変えるということは、当然考え方すべきであるといふふうに思ひます。

○松井孝治君 ありがとうございました。

しかしながら、政治家が行うべきは、あるルルがあるから、それが存在するから考へなくていいということではなくて、そのルルが本当に正しいかどうか、今のこの現状の国際情勢あるいは内情踏まえてこのルルを見直すかどうか、それを検討するのが政府の役割じゃないですか。

私は、官房長官、官房長官に、正に閣議運営についての責任者なんですから、その議論を官房長官一人で変えてくださいなんて言つておるわけ

じゃないんですよ。官房長官、これ御議論をされたらどうですか、この際、例えば、閣議において、今後の閣議の運営の在り方を御議論を提起されているんですが、もう一度答弁をお願いします。

○國務大臣(石破茂君) これは、今そういうようなやり方をしているわけですね。一つのルールに基づいて運営をしているわけでございまして、新しいルールができると、それに基づいてやる。しかし、要は、こういうやり方の中でいかにより良い方法があるのかどうかというようなことも関係してくるんだろうと思います。

有事の際といふことになれば、別に火曜日と金曜日に有事が起るわけじゃないんです。ですから、それは臨機応変に対応しなければいけない。集まつて会議をして決めるということもできないような状況もあるかもしれない、そういうような心配のいろいろな態勢というものは、これは我々もよく考えて、いろんなケースを想定して考えてみたいというふうに思つております。

○松井孝治君 それは火曜日と金曜日に有事が起るとは限らないのは当たり前の話ですよ。いつ起るか分からぬ。閣議を開催している途中に閣議室で有事が起るかもしれないから、私はこいつことを申し上げているわけあります。

存在するルールにはすべて理由があります。ましてや、この問題については長い歴史もあります。法制局から前回御答弁もいただいたように、それは一つの考え方であります、全会一致原則と前原議員、ちょっとこの議論を聞いておられて、御意見をいただきたいと思います。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど申し上げましたように、私は憲法解釈というものを内閣の法制局が行つてそれに縛られているということだと思ひますし、内閣法制局の長官というのは政治家ではないわけですね。私は内閣の法制局のその考え方方は尊重しなきやいけない部分は多々あると想ひますけれども、しかし時代が変わってきて、本当に見直していくかなくてはいけない。

今、委員御指摘のように、有事の議論をするときに、有事を想定した閣議のやり方が今までおかしかつたということであれば、それは私は果斷に見直していくべきだというふうに思ひますので、先ほど委員に申し上げたとおり、私もその政府の解釈というものを変える、そして閣議の在り方を変えるということは、当然考え方すべきであるといふふうに思ひます。

○松井孝治君 ありがとうございました。

しかしながら、政治家が行うべきは、あるルルがあるから、それが存在するから考へなくていいということではなくて、そのルルが本当に正しいかどうか、今のこの現状の国際情勢あるいは内情踏まえてこのルルを見直すかどうか、それを検討するのが政府の役割じゃないですか。

私は、官房長官、官房長官に、正に閣議運営についての責任者なんですから、その議論を官房長官一人で変えてくださいなんて言つておるわけ

制約が出てくることなんだと思つてます。これを超えるためには、もう結局相当無理して無理してやつてゐるわけですね、延べ払いとか、ごめんなさい、予算の繰延べとか。そういうことまでやつて、あるいは一般の方々に御迷惑を掛けている部分もあります。

防衛予算の組み方を抜本的に改めることはできぬのかということを、それでは財務省、政府全体でお話をしなければいけないのかなという問題意識は実は私持っておりますが、これは実はとても大切なことであります。先ほど来、委員がおつしゃつておられるような牢固とした慣習みたいなものが、それをどう変えるかは大変なことです。ですが、その問題意識は持つています。

しかしながら、例えばミサイル防衛というものを入れるか入れないかは、これから先、いろんな御議論を経て決めることです。しかし、それはそんなに安いものではない。じゃ、どこからそのお金を出すのという話をするとき、削つて削つて削つて、このミサイル防衛のお金を出すために削れといふ議論が一概に正しいとは私は思つていません。やはり、ミサイル防衛があろうがなかろうが、防衛予算というのは常に納税者の期待にこたえるものでなければいけないし、無駄のないものでなければいけない。その予算を出すために削れることではなくて、不斷の見直し、そしてまたミサイル防衛の必要性、それに掛かる経費、そういうものは全体として議論をされるべきものであつて、先ほど旧日本帝国海軍のなぜ負けたかとうお話をなさいました。そういう問題も私は含んでいるんだろうと思つています。

国民のために防衛廳、自衛隊があるのであつて、先ほど旧日本帝国海軍のなぜ負けたかとうお話をなさいました。そういう問題も私は含んでいます。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど、五年間陸海空のシェアがほとんど変わつてないという話でしたら、私の調べでは、もっと長い間、この陸海空のシェアは変わつてないというふうに思います。迷惑を掛けている部分もあります。

先ほど石破長官が、財務省との話、単年度主義の話をされましたけれども、私は、議論の組み方が逆なんだろうと思います。つまりは、日本の安全保障の体制、この有事法制もそうでありますけれども、有事法制はソフトの話で、じゃ、今の危機に対応するためにどういった防衛体制を取るのか、しかも、それが今危機に対応できるようないい時間もありませんので、石破防衛廳長官をして前原議員、一言ずつ御答弁をいただけます。

最後に、お二人に国家観にもつながる御質問をさせていただきたいと思います。

石破防衛廳副長官の時代に、ノーブレスオブリージュという言葉を、これは防衛大学の入校式で使つておられます。この言葉の意味、端的に、もう時間もありませんので、石破防衛廳長官をして前原議員、一言ずつ御答弁をいただけます。

私は思います。

その上で、一点だけ、この話をし出すとそれこそ三十分、一時間掛かるかもしれませんので、簡単に申し上げますと、やはり冷戦時代の大規模着上陸侵攻型の防衛体制というものがいまに払拭しきれていない、そしてテロあるいはミサイル攻撃、そういうものに機敏に対応するものがしつかりと整備されていないといったところがやつぱり根本的な問題なんだろうと思いますし、その上で申し上げると、日米同盟体制の盾と矛の役割分担というのも、もはや機能しなくなつていている部分もあるわけで、そういった日米同盟関係も含めます。私は、憲法論議の戦後のすべてを読んではおりません。しかし、今、憲法調査会に所属しておりますので、憲法制定議会の衆議院、参議院及び枢密院の記録だけは目を通しました。そして、この憲法制定会議で論議された憲法とはもう全く違つた憲法として解釈され、運用されているという感じを持ちます。

私は、憲法論議の戦後のすべてを読んではおりません。しかし、今、憲法調査会に所属しておりますので、憲法制定議会の衆議院、参議院及び枢密院の記録だけは目を通しました。そして、この憲法制定会議で論議された憲法とはもう全く違つた憲法として解釈され、運用されているという感じを持ちます。

私は、もちろん、そのノーブレスオブリージュという言葉も、公務員として、いわゆる公僕として働いてゐる者はその意識を持つことは大変重要なことがありますけれども、今後この有事法制を考えいく上で、私はやはり公助のみに、つまり公の助けのみに頼るというのでは、多分、悲惨な戦争であるとか大規模災害というものはなかなか克服できないというふうに思つてゐます。

したがつて、共助であるとかあるいは自助であるとか、そういう意識というものを国民に対し

○松井孝治君 同じ質問を前原議員にもさせていただきます。

○松井孝治君 端的でなおかつ本質的な御答弁、ありがとうございました。

石破大臣も前原議員もそれ本当に防衛につながったことだと思います。

隊法の作成に当たった人が後日書いておられるところによれば、例えば罰則は、百三條に罰則は憲法との関係で規定できなかつたと。今度の法案を見ますと、非常に限定された形ではありますけれども、やっぱり罰則規定があつた。有事法制研究を読んでみると、罰則規定についていろいろ研究が行われております。その規定が今後出てくる可能性もあり得るんじやないかということ。

それで、この特別委員会の論議を見て私はもう一つ感じることは、この論議の一番の受難者は憲法第九条であつたと、私はそう思つております。官房長官にお伺いします。憲法制定当时、こういう周辺事態法から武力攻撃事態対処法、こういうふうなものを、ここで答弁もあつた、こういうことは、當時、憲法を作るときに、それはできるだけ考えられていましたと思われますか、どうですか。

○國務大臣(福田康夫君) 憲法は昭和二十二年五月三日ですか、公布ということで、もう今から五十年、五十五年か六年か、もう経過したわけですね。あの五十六年前には日本は一体どういう状況だったかというと、敗戦国ですよ。敗戦国で、そして日本はもう戦争しないんだということをみんなが思い込んでいたというか、そういうような納得をしていた時代ですね。しかし、五十六年たつて、我が國もここまで経済的にも発展してきた、米国に次いで経済大国だというよう言われてきたわけでございます。

そういうような経済大国は、海外においても経済の面において非常な大きな活躍もしているわけでもございまして、それは、アジアの国々にとてもやはり日本の経済というのはもう欠くことのできないような状況になつてきている。そういうよう、当時は想像も付かないような国になつてきているということがござります。それはそれだけに、やはり日本は日本としての責任というようなものは、国際社会に対してもあるんじやないかと、いうように思います。

今、考えておりますことは、すべてその国際社会に対する最低限の、自衛隊の活用というようなことで、国際社会に対しても平和的にお役に立とうと、こういうような範囲の中における活動だといふように思つておりますので、私はこれは間違いないこと、現行憲法の中で、いろいろな責任、新規の責任というものは出てきていると思います。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕  
そういう責任を果たす、これはやはり責務といふのはあるんではないかと思つておりますので、そういう範囲においてこの有事法制も整えるということではなかろうかと思つておりますので、その点の御理解を賜りたいと思っております。

○吉岡吉典君 当時は想定されていなかつたけれども、新しい状況でということだったと思います。例えば、今、自衛隊による国際貢献も可能な限りという答弁でした。その点に関しましても、憲法制定議会の論議を見ますと、たとえ国連の命令があろうと軍事力による協力は拒否するという答弁が行われているわけですね。だから、そういう答弁が行われた国であるということを踏まえて、今の我々の論議も、我々のいろいろな方針も変えていかなくちゃいけない。情勢が大きく変わったわけですから、憲法の解釈、憲法の運用に私は一定の発展があることは当然だと思います。しかし、守らなくちゃいかぬものと発展させていくものと、いろいろあると思うんです。

私は、そこで、憲法制定会議の議論を読んで私が一番頭に残っているものを幾つか紹介します。これは、これは一体、守る中に入るのか、もう役立たないものと思われるのか、この点もひとつお伺いします。

一つは、吉田茂首相が答弁されている。これは全部読みますと長いので、私、要約して紹介しますけれども、吉田さんは、日本を戦争のない国を創造する先駆けとするということを表明しておられます。そのため九条が必要であり、交戦権放棄をうたつたと。憲法第九条の精神を世界各国に徹底させるよう機会あるごとに努力すると、こう

表明しておられます。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

それから、幣原喜重郎國務大臣、これは貴族院の本会議で言われたことで、私は非常に感銘を受けた発言の一つですが、文明が戦争を全滅しなければ戦争が必ず文明を全滅することになるであります。それで、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占めると、こう言つておられます。

そういう範囲においてこの有事法制も整えるといふことではなかろうかと思つておりますので、そりと、そのために世界の平和運動の中で指導的地位を占めようという発言です。

もう一つは、これは枢密院本会議での三笠宮崇仁氏の発言です。これはちょっと、全文というかその箇所を読んでみます。

まず、対外的問題として、第一は、満州事變以来、日本の表裏言行不一致の侵略的行動について、全世界の人心を極度に不安ならしめ、かつ全世界の信頼を失つていて、大東亜戦争で日本が全く孤立したことで明瞭である。したがつて、将来国際関係の仲間入りをするためには、日本は、真に和平を愛し、絶対に侵略を行わないという表裏一致した誠心、真心のこもつた言動をして、もつて世界の信頼を回復せねばならない。もちろん、これには単に憲法の条文だけでは不十分であり、国民の一人一人が徹底した平和主義者にならねばならぬ。とにかく憲法に明記することは確かにその第一歩であると言つていただけると、

あくまでもこの現行憲法、五十六年続いている憲法の中で考えていることでありまして、そういう意味におきまして、そういう理想が将来とも貫かれると、この平和主義という考え方ですね、そういうことであつてほしい、そういう日本であつてほしい、また世界もそういう世界になつてほしい

いという考え方。

あくまでもこの現行憲法、五十六年続いている憲法の中で考えていることでありまして、そういう意味におきまして、そういう理想が将来とも貫かれると、この平和主義という考え方ですね、そういうことであつてほしい、そういう日本であつてほしい、また世界もそういう世界になつてほしい

いという考え方、これは相変わらず不变の考え方であるというふうに思つております。

○吉岡吉典君 憲法論議の中では、まるで九条で日本が駄目になつたと言わんばかりの発言、随分ありました。そういうことも念頭に置きながら私は今、発言ですけれども、難しいと。答弁が難しくない、非常に明確な答弁だと私は思います。でね、これはかつて今の長官の前に同じことをある防衛廳長官にお伺いしたこともあります。特に幣原さんの発言など、誠に崇高な精神でございましたという答弁がありました。

それは別としまして、今の憲法、憲法じゃなく、それとも今なお尊重すべきか、あるいは今は尊重する必要のない発言だととらえるか、官房長官、お伺いします。

○國務大臣(福田康夫君) なかなかお答えにくく、それとも今なお尊重すべきか、あるいは今は尊重する必要のない発言だととらえるか、官房長官、お伺いします。

と申しますのは、我が国は戦後一貫して平和主義ですよ、基本的に。ですから、いわゆる軍事力、戦闘地域における軍事力を行使するとかいうことはしていいし、また軍事力をもつて脅威とみなされるようなこともしていないというように思います。あくまでも現行憲法の中でもって我が国の平和主義というものを貫こうというような努力をしてきたと思います。今でもそうです。それが今後もそうあるべきだと思います。

でなければ戦争が必ず文明を全滅することになるであります。それで、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占めると、こう言つておられます。

それから、幣原喜重郎國務大臣、これは貴族院の本会議で言われたことで、私は非常に感銘を受けた発言の一つですが、文明が戦争を全滅しなければ戦争が必ず文明を全滅することになるであります。それで、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占めると、こう言つておられます。

そういう範囲においてこの有事法制も整えるといふことではなかろうかと思つておりますので、そりと、そのために世界の平和運動の中で指導的地位を占めようという発言です。

もう一つは、これは枢密院本会議での三笠宮崇仁氏の発言です。これはちょっと、全文というかその箇所を読んでみます。

まず、対外的問題として、第一は、満州事變以来、日本の表裏言行不一致の侵略的行動について、全世界の人心を極度に不安ならしめ、かつ全世界の信頼を失つていて、大東亜戦争で日本が全く孤立したことで明瞭である。したがつて、将来国際関係の仲間入りをするためには、日本は、真に和平を愛し、絶対に侵略を行わないという表裏一致した誠心、真心のこもつた言動をして、もつて世界の信頼を回復せねばならない。もちろん、これには単に憲法の条文だけでは不十分であり、国民の一人一人が徹底した平和主義者にならねばならぬ。とにかく憲法に明記することは確かにその第一歩であると言つていただけると、

あくまでもこの現行憲法、五十六年続いている憲法の中で考えていることでありまして、そういう意味におきまして、そういう理想が将来とも貫かれると、この平和主義という考え方ですね、そういうことであつてほしい、そういう日本であつてほしい、また世界もそういう世界になつてほしい

いという考え方、これは相変わらず不变の考え方であるというふうに思つております。

○吉岡吉典君 憲法論議の中では、まるで九条で日本が駄目になつたと言わんばかりの発言、随分ありました。そういうことも念頭に置きながら私は今、発言ですけれども、難しいと。答弁が難しくない、非常に明確な答弁だと私は思います。でね、これはかつて今の長官の前に同じことをある防衛廳長官にお伺いしたこともあります。特に幣原さんの発言など、誠に崇高な精神でございましたという答弁がありました。

い、この特別委員会での論議を聞いて、日本国憲法をめぐるいろいろな議論について民主党さんはどのようにお考えになつたか、一言お伺いしておきます。

○衆議院議員(前原誠司君)

九条について、文字を読んだ解釈と、そして現在の九条の解釈というものは、その文字を読むんではなくて、主権国家として当然自衛権があるということで、自然権をいわゆる明文化していないものがあるというような解釈の中で自衛隊の保持なんかもその理屈付になつていると私は認識しております。そういう意味では、今、委員が御紹介をされたときとは変わった状況になつているのは、私は間違いないんだろうというふうに思います。

我が党といたしましても、九条の精神については極めて大切だと思っておりますし、侵略戦争を二度と起こしてはいけない、そしてまた、先ほど申し上げましたように、この有事法制も人々が一つのことを想定しての整備をする法律でありますけれども、二度と、二度とというか、これが絶対に使われない法律として外交努力を行つていく、平和を追求していくというのは憲法の趣旨として当然のことだというふうに認識をしております。

○吉岡吉典君 私は、侵略されて日本を自衛することに異を唱えているわけではありません。当然、侵略されたらあらゆる力を総動員して跳ね返さなくちゃなりません。これはもう当たり前のことなんですね。

私がここで言つてきたことは、そういうことではなく、周辺事態法やこういう武力攻撃事態法というようなものが、日本に武力攻撃を招きかねない状態を作るんじやないかと。そういう日本に武力攻撃を招きかねない、呼び込みかねないようなものを取り除いて、そしてどう日本を安全たらしめるかということについての我々の見解を言つていたわけです。

そして、論議の中で私が気になる一つは、この武力攻撃事態法、有事法制がなければ一人前の人ではないような論議があります。私はそんなこ

とはないと思います。私、こんな話を聞くと古い時代のことを思い出して、日清戦争のころですが、当時に書かれたものの中には、植民地を保有しない国は一人前の大国と言えないという議論があります。

○國務大臣(川口順子君) 昨日もちよつと申しましたけれども、政府でない個人個人のレベルといいますかグループといいますか、そういうレベルで、もちろんアジアの国々に対しては、日本に対して様々な意見が当然にあるというふうに思いました。我が国として、もちろんそういう声については十分に注意を払つていかなければいけないと

思いました。それに対して説明をきちんとしているところがございました。それはアジアの声ですね。そ

れは、アジア諸国で、この今の日本の事態、日本の有事法制などをめぐる動きに対してのいろんな

新報も、いろんな形で表明されている危惧、不安

なども、二度と、二度とというか、これが絶対に使われない法律として外交努力を行つていく、平和を追求していくというのは憲法の趣旨として当然のことだというふうに認識をしております。

○吉岡吉典君 私は、侵

この間も言いました。有事法案に対する不安は、韓国の国会議員三十人のアピールの中にもこういうふうに例え言つております。有事法制はその影響が日本国内に限定されるものではない、有事法制が過去のアジア諸国との歴史を再演し得ると深刻な憂慮を表明し、有事法制の通過は直ちにアジアの軍事・安保環境に悪化させる十分な契機となると、こういう懸念も表され、そしてその上で、平和憲法の精神をもう一度考えてください、一瞬の誤った判断で世界の人々を戦争の苦痛に追いやつた不幸であった歴史をもう一度考えてくださいと、こう訴えているわけです。

私は、その彼らの不安がそのまま、あなた方ども考へるかという場合に、同意見であるかどうか

と、この議論は別としまして、そういうことが日本での国会議員に送り届けられているという、そういう事実は御存じであつたかどうか、またこういうことについてお考えをお持ちか、まずお伺いします。

○國務大臣(川口順子君) 昨日もちよつと申しましたけれども、政府でない個人個人のレベルといいますかグループといいますか、そういうレベルで、もちろんアジアの国々に対しては、日本に対して様々な意見が当然にあるというふうに思いました。我が国として、もちろんそういう声については十分に注意を払つていかなければいけないと

思いました。それに対して説明をきちんとしているところがございました。それはアジアの声ですね。そ

れは、アジア諸国で、この今の日本の事態、日本の有事法制などをめぐる動きに対してのいろんな

新報も、いろんな形で表明されている危惧、不安

なども、二度と、二度とというか、これが絶対に使われない法律として外交努力を行つていく、平和を追求していくというのは憲法の趣旨として当然のことだというふうに認識をしております。

○吉岡吉典君 私は、侵

この間も言いました。有事法案に対する不安は、韓国の国会議員三十人のアピールの中にもこういうふうに例え言つております。有事法制はその影響が日本国内に限定されるものではない、有事法制が過去のアジア諸国との歴史を再演し得ると深刻な憂慮を表明し、有事法制の通過は直ちにアジアの軍事・安保環境に悪化させる十分な契機となると、こういう懸念も表され、そしてその上で、平和憲法の精神をもう一度考えてください、一瞬の誤った判断で世界の人々を戦争の苦痛に追いやつた不幸であった歴史をもう一度考えてくださいと、こう訴えているわけです。

私は、その彼らの不安がそのまま、あなた方ども考へるかという場合に、同意見であるかどうか

か、この議論は別としまして、そういうことが日本での国会議員に送り届けられているという、そういう事実は御存じであつたかどうか、またこういうことについてお考えをお持ちか、まずお伺いします。

私は、大臣今まで届いているかどうか知りませ

んけれども、去年の七月、日経新聞社主催の国際

会議「アジアの未来」というところで発言したシン

ガポールの新聞幹部の発言を常に念頭に描きま

す。この記者の発言はどういうことかというと、

長い発言ですけれども、私はどう取つたかという

ところが、戦後経済を復興する上で日本が協力

してくれたことに感謝するということから始まつ

ております。しかし、日本とアジアとの関係が型

どおりのものでなく、本当に心の通い合う関係に

なるためには、二つのことが必要だと。一つは、

過去の明確な清算であると、過去の戦争の清算で

ある。もう一つは、新しい軍事的な欲望を持つ

。例えばその中の一つとして、彼らは、中国に

対する刺激的な緊張を強めるようなことをするな

ど。あるいはまた、イラン、イラクと韓国を悪の

枢軸としたブッシュ大統領の発言をすぐに、韓国

じゃない北朝鮮ですね、間違えました。そういう

過去の明確な清算であると、過去の戦争の清算で

ある。もう一つは、新しい軍事的な欲望を持つ

。例えばその中の一つとして、彼らは、中国に

対する刺激的な緊張を強めるようなことをするな

ど。あるいはまた、イラン、イラクと韓国を悪の

枢軸としたブッシュ大統領の発言をすぐに、韓国

じゃない北朝



かなと思いつつ一生懸命やつてまいりました。でも、よくよく考えますと、社会保障というのは一つのよくセーフティーネットと言われます。でも、この有事法制こそがる意味では国民全体に対する究極のセーフティーネットじゃないか、こんなふうな思いもございまして勉強もさせていただきましたし、これからも関心を持つてそういうふうな話もしていきたいものだなど、こんなふうに思つてはいるわけでございます。

さて、そこで、今日は改めて自衛隊の問題を少し取り上げてみたいと思つております。と申しますのは、有事のときに、様々な法整備もありま

しょうけれども、あるいはアメリカ軍との共同がどうだとか、様々な議論がござりますけれども、一番頼りに国民がするのはやっぱり自衛隊だと思います。

うんです。この自衛隊に対する信頼と、あと共感

というものがどうしても必要なんではないのかな、そういう論議が意外とされておるのは自衛隊

直に、これは素人の意見かもしませんけれども、するわけございまして、それからすると是非やはり、まさかのときの頼りになるのは自衛隊

であり、この自衛隊が、隊員の方々が命に懸けて

国と平和と独立と国民の命と財産を守るというふ

うなことがあって初めて有事のときの備えになる

など。そういうふうにはちょっと言ひにくい状況があるのでないかなと、率直な感想を持ちますけれども。

今日は、それで改めて、「自衛官の心がまえ」という言葉を身に付けておくべき

資料を配付していただきました。それで、ここから少し見てみますと、例えば二ページに「自衛隊

はつねに国民とともに存在する。」と書いてござります。あるいは八ページには「国民の負託と信頼を受ける自衛官」と書いてございます。それから十一ページ、「その職務は、危険と困難をかえり

みず身を死生の間におくことによって遂行されると書いてございます。最後に、一番最後の

ページでございますが、「国民と自衛隊を結ぶ強いきずなとなる」、こういうことがあります。

ということを考えますと、やはり、まあ俗っぽい言い方ですが、命懸けで国土を守り、国民の命

と幸せを守るというのが自衛官の責務であろう、こう思います。

自衛隊法五十三条ですか、宣誓というのがあるはずです、任官のときの。この辺について、まず

官房長官に、心構えと任官のときの在り方とか、

言わば懸けで守るというふうな任務ということ

についてお話をいただき、あわせて、総理から、

その辺のことについての自衛隊と国民との共感の

作り方といいましょうか、あるべき姿というふうなことについてお答えをちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひします。

○國務大臣(石破茂君) ただいま先生から御紹介

いたしました自衛官の服務の宣誓でございま

す。その宣誓には、強い責任感を持つて専心職務

の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身

をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託に

こたえる、このようにございます。この宣誓とい

うものを常に胸に持つて、そして拳々胸膺しながら、今、先生がおっしゃったような、国民のため

に自分は働くんだと。

そして、死生の間に置くというのはすごく重い言葉だ

と思います。それを御紹介いただきましたこの「心がまえ」の中に書いてあり、この趣旨をきちんと

と貫徹するように。

私どもは国民の皆様方に感謝をしていただき

ました。死生の間に置くというのはすごく重い言葉だ

と思います。それを御紹介いただきましたこの「心がまえ」の中で書いてあります。

○阿部正俊君 ありがとうございます。

時間ございませんので端的に申し上げますが、

私のところにも、この仕事をやりましてからたく

さんのメールが参ります。おまえは戦争に協力す

るのかと、こういうような感じでござりますが、

そうじやないんだということは言い続けておるん

ですが、なかなか理解していただけません。

その前提として、どうも国民の間に、軍とい

うのは、やっぱり自國の安全を守つてくれた、あ

るいは侵略から防いでくれた、侵略者から自分

たちを解放してくれたという気持ちを持っている國

が多いわけでありますけれども、あの第二次世界

大戦におきましては、上官の命令には、屈するこ

とできないと。訓練と称しながら、上官のしご

な活動をする、その集団が自衛隊であると、しか

し、それにふさわしい感謝と敬意が國民から与え

られているだろうかという御指摘でござります

たんではないかなというふうな感じ、自分自身の

氣持ちを聞いてもそんな感じもしないであります

せん。

したがつて、これは改めまして、戦前の軍と現

在の自衛隊との違い、戦前の軍は、どちらかとい

うと國民を抑圧し間違った道に導いた、こんなイ

メージがあるというわけで、それが障害になつ

て、総理からこれまでお話ししていただき、その後

で、総理からこれまでの自衛隊の在り方、最高指

揮官としての指揮の取り方といいましょうか、導

き方ということについての御所見をちようだいし

たいと思います。

以上です。

○國務大臣(石破茂君) 旧軍との違いについてで

ございます。

その最大の違いは国会の民主的コントロールの

下にあるか否かということだと思います。国会が

民主的コントロールとして自衛隊をコントロール

する、それが一番の大きな違いであります。もう

一点は、決して侵略戦争は起こさない、専守防衛

に徹するのだと。この二つが私は旧軍と自衛隊の

大きな違いだと考えております。

○阿部正俊君 総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 戦前の旧陸海

軍、いわゆる軍隊につきましては、あの戦争によ

る被害日本においては多くの国民は、日本の帝

国軍隊というのは日本国民を解放してくれたとい

う意味よりも抑圧されたという印象を強く持つて

いる方々が多いと思うんです。諸外国の軍隊とい

うのは、やっぱり自國の安全を守つてくれた、あ

るいは侵略から防いでくれた、侵略者から自分

たちを解放してくれたという気持ちを持っている國

が多いわけでありますけれども、あの第二次世界

大戦におきましては、上官の命令には、屈するこ

とできないと。訓練と称しながら、上官のしご



<p>は、これはもう当然のことです。衆議院において入念的に規定をいたしたと、こういうようなことになつております。したがいまして、今御指摘の宗教の自由、信教の自由、これは最大限尊重され、当然のことです。</p> <p>○櫻葉賀津也君 次に、災害との関連についてお伺いしたいと思います。</p> <p>私は、先日、地方公聴会で原発を十五基有する福井県に行ってまいりました。私の地元の静岡県の浜岡町というところにも原子力発電所があるんですけれども、国民にはこの原子力発電所に対する不安が大きく存在しているというのも事実だと思います。</p> <p>しかし、現行法では、原発の操作ミスという、あくまでも原発側に過失があつた場合についての事故の想定しかしていないわけですが、それでも、今後、国民保護法制を含めた有事法制が整備されることによって、武力攻撃によって起つた原子力発電所のトラブル、若しくは武力攻撃が原因となつて、直接でなくとも、それに何らかの関係があつて起つた原子力発電所のトラブルについてもこの法案できつちりと対処されるのかどうか。これも官房長官に確認をしたいと思います。</p> <p>○國務大臣(福田康夫君) 原子力災害というのは、これは非常に大きな災害を、大規模な災害を及ぼす可能性があると、こういうことでございまして、この施設の安全を確保すると、これはもう極めて重要でございます。特に、武力攻撃事態においてこのことについて考へないわけにはいかない、こういうことがあります。</p> <p>○櫻葉賀津也君 防衛庁長官にお伺いします。</p> <p>自衛隊が、日本がこの法律を持つことによつてアメリカの戦争に巻き込まれるということがあるのでしょうか。</p> <p>○國務大臣(石破茂君) この法律によって巻き込まれるということはございません。それは、周辺の國民の保護の法制におきまして、都道府県知事などが原子力施設の管理者に対し警備の強化等の安全確保のための措置を要請して、警察等がその支援を行うこと、また都道府県公安委員会等が立ち入り制限区域を設け、施設やその周辺への部外者の立入りを制限すること、またさらに必要に応じまして国が施設の管理者に対して危険防止のため</p>
--

ということが何よりも重要なと考へて、修正に盛り込んだところであります。

○衆議院議員(久間章生君) 今おつしやられましたように、認定をした前提となつたいろいろな事実がございまして、それに基づいて政府が認定するわけですけれども、国会が適切に判定するためには、やはりその事実が必要でございます。しかし、根拠といいますと、それは主観的な要素ながら、根拠といいますと、それは主観的な要素が入りますから、前提となつた根拠というふうになりますと、根拠か根拠でないかという、そういう誤解も出てまいりますから、事実述べることによって、それで国会の方で判定してもらおうといふことにしたわけでありまして、そのところが両者のやり取りの中で若干意見が食い違いましたけれども、最終的には私どものに同調していただいたわけであります。

○衆議院議員(櫻葉賀津也君) 私は、ですから大事になつてくるのが、今度はシビリアンコントロール若しくは説明責任、情報公開といったことなんだと判断をした情報がどこから来たのか、どのような情報だったのか、若しくは安全保障會議で議論が、どのような議論をされたのか、シビリアンコントロールをきつちりと確保するためにも、この情報公開というものをきつちりと私は考えていく必要が今後あるんだろうというふうに思っています。これは要望をしておきます。

次に、引き続き関連して、民主党の提案者の渡辺議員にお伺いしたいんですけれども、四党共同提案案というものが今回出され、この民主党の主張がどのように入れられて、どのように法律が改善されたのか、端的にお答えを、したいと思ひます。

○衆議院議員(渡辺周君) まず、野党なのになぜこの法案に反対しないのかという意見も多々ございました。しかし、私は、こういう国家国民に対す

る大きな法案については、とにかく賛成か反対かだけではなくて、やはり対案を作つたことによつて建設的な議論ができ、そしてその上でよりまして近づけたというふうに思つております。

今までの中、認定の根拠となつた具体的的事実、それから基本的人権の保障、そして国会承認、特にこの武力攻撃を終わらせる、自分たちの要は戦争行為をどこで終わらせるかということを国会の議決によつて対応措置の終了手続を書くことができた。結果的に、民主的な統制と、もう一つは、国民保護の色合いの強いものになつたんだろう。ただ、完璧とは私ども、まだまだこれから国民保護法制の部分がございます。ただ、それから国民保護法制の部分がございます。しかし、そういう中で、我々は今回の議論を通じて非常に国民の保護の色彩の強いものを何とか作ることができたと、そのように考へているところでございます。

○衆議院議員(櫻葉賀津也君) この法案に対する、有事法制に対する、国民の中には何かいわゆるもやもや感覚が分かりにくいということもあるのかもしれません。しかし、憲法九条であるとか日米安保であるとかテロ特措法であるとか、この外交や安全保障関連の法律の整理も付いていないことが多いかもしれません。そして、日本は平和憲法を守らなければいけないんだと。また、様々な法案も、とりわけ昨日のこの安全保障にかかる法は、外からのプレッシャーや有事が起つて初めて慌てて法律を構築するというような印象もあるんだろうと思ひます。

平和憲法がありながら、なぜ有事法制を持つのか、そのことについて、日本の外交と安全保障の関係についても真っすぐな回答を内閣総理大臣小泉純一郎さんから、そして民主党の外交安保の責任者であります前原議員からお答えをしていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 平和憲法があるから日本の独立と平和が守られるかということと、平和憲法があつたとしても、もし日本以外の外部の勢力が日本を侵略したり、あるいは侵害する意図を計画的に組織的に持ち、現実にそのような勢力が日本にやつてきた場合どうするかと。私は両立できると思いますよ。

日本は、平和憲法の下に専守防衛だと。諸国民の信義、公正、これに依拠して平和に徹するといふことができたと、そのように考へているところでございます。

六月三日の同僚の佐藤雄平議員の質問にもございましたが、日本の安全保障とこの外交との関係を挙げて降参してくれるんだつたら犠牲を伴わないで日本国を占領できるなど、日本国民の財産を奪うことができるなという気持ちを持てば、大した組織、準備も要らないで日本国民をじゅうりんできると思わせてはならない。

やはりそのような理不尽な侵害行為があつたらば、日本国民は身を挺して抵抗するんだという組織が自衛隊でありますから、それに対しては常に準備しておかなければならぬ。そういうことにようつて、日本を侵害した場合には多大な犠牲を被る、自分たちも、侵略勢力とつても無傷では済まない、そういう準備をしておくことが侵略を抑止するために大事なわけだと私は思つております。

そういう点において、私は、平和憲法も大事でありますけれども、常に一朝事あるときに備えをしておく。しかも、その備え様については法律に沿つて、法治国家として法と正義に基づいて国民を保護しなきやならない、国民の財産を守らなければいけないんだと。また、様々な法も、とりわけ昨日のこの安全保障にかかる法は、外からのプレッシャーや有事が起つて初めて慌てて法律を構築するというような印象もあるんだろうと思ひます。

その上で私は、その外交哲学ということでありますけれども、ます安全保障の面から申し上げると、この有事法制にもかかわつてまいりますけれども、我が国を何か侵略をしようとか、あるいは異なるもの、あるいは相反するものでは決してない、そういうことをまず申し上げたいと思ひます。

その上で私は、その外交哲学ということでありますけれども、ます安全保障の面から申し上げると、この有事法制にもかかわつてまいりますけれども、我が国を何か侵略をしようとか、あるいは異なるもの、あるいは相反するものでは決してない、そういうことをまず申し上げたいと思ひます。

その上で私は、その外交哲学ということでありますけれども、ます安全保障の面から申し上げると、この有事法制にもかかわつてまいりますけれども、我が国を何か侵略をしようとか、あるいは異なるもの、あるいは相反するものでは決してない、そういうことをまず申し上げたいと思ひます。

それと同時に、外交の面での努力というものを考えますと、これは国民の財産権が奪われる場合もあるかもしれない、基本的人権が侵害される場合もあるかもしれない。そういうことがあつて、有事法制だからということではなくて、日本

も対処できるような整備をしておこうというものがこの有事の法案でありますから、また、その辺は是非とも国民に理解を得られるように今後も努力していかなきやならないと思つております。

○衆議院議員(前原誠司君) 私は、この有事法制が決して戦争に巻き込まれない、ましてや戦争を起こさない、そういう意思を私はこの日本国から海外に伝え続けるということが極めて重要なことなんだろうというふうに思います。

つまりは、平和憲法というのは、自らが侵略戦争を、当然侵さない、そしてまた専守防衛に徹すれども、我が國を占領できるなど、日本国民の財産を奪うことができるなという気持ちを持てば、大した組織、準備も要らないで日本国民をじゅうりんできると思わせてはならない。

やはりそのような理不尽な侵害行為があつたらば、日本国民は身を挺して抵抗するんだという組織が自衛隊でありますから、それに対しては常に準備しておかなければならぬ。そういうことにようつて、日本を侵害した場合には多大な犠牲を被る、自分たちも、侵略勢力とつても無傷では済まない、そういう準備をしておくことが侵略を抑止するために大事なわけだと私は思つております。

そういう点において、私は、平和憲法も大事でありますけれども、常に一朝事あるときに備えをしておく。しかも、その備え様については法律に沿つて、法治国家として法と正義に基づいて国民を保護しなきやならない、国民の財産を守らなければいけないんだと。また、様々な法も、とりわけ昨日のこの安全保障にかかる法は、外からのプレッシャーや有事が起つて初めて慌てて法律を構築するというような印象もあるんだろうと思ひます。

それと同時に、外交の面での努力というものを考えますと、これは国民の財産権が奪われる場合もあるかもしれない、基本的人権が侵害される場合もあるかもしれない。そういうことがあつて、有事法制だからということではなくて、日本

同盟関係に対して極めて危惧をしている人たちが一杯いると思うんですね。私は昨日、この場で別の方の委員の質問にお答えをいたしましたけれども、同盟関係というものはもう刃の剣だと。つまりは、力の強い国と同盟関係を結んでいることには、日本にとってプラスのこともあるけれどもマイナスのこともある。そのことをやはり国民にしっかりと示すということが私は必要なんだろうというふうに思います。

その上で、アメリカが今、私ども民主党は、イラク攻撃については国際法の正義というものに照らし合わせてアメリカ、問題あるんじゃないかなと、そういうことで反対を声高に申し上げてまいりました。国際協調、力の支配から法の支配へとこの戦後の世界の国際政治を持つていくために、同盟国である日本がもっと声を上げて、アメリカの無法あるいは法律的に疑義のある戦争に対しまるんじやないかという疑念を払拭する大きな役割を果たすと思いますし、そういう姿勢を示すということが、私は、アメリカの戦争に巻き込まれるんじやないかという信念を払拭する大きな役割を果たすというふうに思いました。

○櫻葉賀津也君 明快な答弁をありがとうございました。

今、慌てて構築する法律というふうにおっしゃいました。私が申しました。そして、総理、実はこの慌てて構築していると思われている法律の中に、私は、今新聞で報道されているイラク新法といいうものがあるんだろうと思います。

エビアン・サミットでもイラクの復興について様々な議論がされたという報道を拝見いたしましたが、総理、この一体イラク新法といい

ような法律なんでしょうか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） イラク新法といいのはまだ提出していないんです。イラク新法が必要かどうかというのをこれからよく意見を聞きながら検討しようという段階であつて、国連で

メンバーはお互い協力してイラク復興のために持てる力を發揮しようと、協力しようという決議がなされておりますから、日本としては今後、日本のことは、日本にとってプラスのこともあるけれどもマイナスのこともある。そのことをやはり国民にしっかりと示すということが私は必要なんだろうというふうに思います。

その上で、アメリカが今、私ども民主党は、イラク攻撃については国際法の正義というものに照らし合わせてアメリカ、問題あるんじゃないかなと、そういうことで反対を声高に申し上げてまいりました。国際協調、力の支配から法の支配へとこの戦後の世界の国際政治を持つていくために、同盟国である日本がもっと声を上げて、アメリカの無法あるいは法律的に疑義のある戦争に対しまるんじやないかという信念を払拭する大きな役割を果たすというふうに思いました。

○櫻葉賀津也君 そのとおりなんです。しかし、現実として、このイラク新法の話が有事法制に関する国民のもやもや感というのを増長させているんですよ。

そして、総理正におっしゃったように、イラク新法なんというのはまだ出ていない。にもかかわらず、自民党的山崎幹事長は、イラク新法を作るんだ、自衛隊をイラクへ送るんだと盛んにマスコ

ミにおしゃべりになつていらっしゃる。現場が、

どん样的な今イラクに状態があるのか、そして、

イラクを一体戦闘地域と非戦闘地域に分けること

なんかできるのか、仮に自衛隊を送つた場合、武

器使用の基準をこの今まで本当に自衛官を送るこ

とができるのか、様々な問題は、現場をまず調べ

なきや分からぬ。にもかかわらず、政局や政治

が先行してこのイラク新法の話が出てくる。

私は、イラクの復興支援に反対をしてるので

はありません。日本の貢献は大事でしょう。しか

し、イラクの現状をしっかりと把握をする、そし

て日本のできることできないことをきつちりと

明確にする、このことが外交と日本の国際貢献についても必要なんだろうというふうに考えていま

す。

総理に御所見をお伺いしたいんですけども、

時間がありませんので、この問題は、川口大臣、

火曜日の外交防衛委員会で私きつちりと詰めたい

と思いますので、よろしくお願ひしたいと思います

まづ一つは、政府・与党の皆さんに是非政治的

緊張感を持つて、危機感を持つて当たつていただ

きたいと思います。

今、北朝鮮状況が緊迫をして、盧武鉉大統領が

近日来日をされる、そのような国際状況の中にお

いて、いかに国民を守ろうかというこの法案を審

議しているときに、先日の自民党的麻生政調会長

の創氏改名発言なんというのはあり得ないはずで

あります。加えて、山崎幹事長の会期延長発言

や、参議院のこの事態特の特別委員会の議事日程

までも発言するような、こういうことは、議院内

閣制において、民主主義においてあってはならぬ

い私はことだと思います。

そして最後に、小泉総理、あなた自身でありま

す。

五月二十六日の宮城県沖の地震が発生をいたし

ました。そのとき総理は、地震が来ているようだ

が自信を失つてはいけない、会場の皆様からしや

れを言つて笑いを取つていらっしゃいました。総

理は、恐らく、その場ではそのような笑いを取る

つもりでおっしゃったのではないかもしれません

。しかし、問題は、国民がテレビを見て、総理

が、百名以上の負傷者が出て、がけ崩れや火災が

発生をして、新幹線という大動脈がストップをし

ている。この状況において、正に有事ですよ、こ

のときに総理がしゃれを言つて、後ろの会場

や家庭においても一人一人が議論をしていく、

このことを私自身にも言い締めるために三つの提

案をさせていただきまして、私の質問を終わりた

いと思います。

ありがとうございました。

○山口那津男君 公明党的山口那津男でございま

す。

既にこの委員会では五十時間を超える質疑をし

てまいりました。そして、参考人や公述人の方々

からも実に貴重な、有益な御意見を賜つたととら

えております。そして、我が国は、世界の中でド

イツと並んで比較的精密な司法の体系を持つ、そ

してまた裁判制度を持つそういう国柄であると、

こう言われております。この日本国憲法の精神を

守りながら、これからこのいわゆる有事に関する

法体系を整備していくことは、世界にモデルがありません。この日本で初めてこういう法体

系に今挑もうとしているわけであります。そうし

た意味で、私はこの日本の国々の様々な法体系の中

で最も創造的な分野の一つであると、こう考えて

いるわけであります。

最後に、私は、日本を万が一のときから守ることの法律を少しでも国民の皆さんに納得していただこうと思いまして、三つの提案を總理にさせていただきたいたいと思います。

まず一つは、政府・与党の皆さんに是非政治的緊張感を持つて、危機感を持つて当たつていただ

きたいと思います。

アメリカではC-S-P-A-Nというチャンネルがあります。そして、いつでも国会の委員会室にも傍聴できる、テレビを通じて傍聴できる制度が構築されています。是非こういった制度を政府が牽引車となつて考えていただきたいというふうに思っています。

そして、三つの私の提案は、国民の皆さんにお願いがあります。

この有事法制は、国民が何かを強いられてトツ

プダウンで行うものでは決してありません。我々

国民一人一人が平和や安全をきつちりと考えています。

そして、我々国民一人一人がどのようになります。

五月二十六日の宮城県沖の地震が発生をいたしました。そのとき総理は、地震が来ているようだ

が自信を失つてはいけない、会場の皆様からしゃ

れを言つて笑いを取つていらっしゃいました。総理

は、恐らく、その場ではそのような笑いを取る

つもりでおっしゃったのではないかもしれません

。しかし、問題は、国民がテレビを見て、総理

が、百名以上の負傷者が出て、がけ崩れや火災が

発生をして、新幹線という大動脈がストップをし

ている。この状況において、正に有事ですよ、このときに総理がしゃれを言つて、後ろの会場

や家庭においても一人一人が議論をしていく、このことを私自身にも言い締めるために三つの提

案をさせていただきまして、私の質問を終わりた

いと思います。

そして、二つ目の私の提案が、是非、説明責任と情報公開に努力をしていただきたいということ

であります。

私のところに、議論が十分尽くされていない、

国民のサイドに立つた議論がされていないという

メッセージがたくさん寄せられてまいりました。

そして、これから、この現在審議されている法制というは言わばその中の一部でありまして、これから広く国民の皆様の理解を得ながら、言わば我々との往復作業の中でこれからの法整備を進めていかなければならぬと思います。

そうした中で、私は、公述人、参考人の御意見の中で注目すべき点があつたと思われるところを幾つか御質問させていただきたいと思います。安全保障会議という合議体があります。これは極めて大事なことであります。武力攻撃事態のときに対処する基本的な方針を定める、これを議論する場所であります。しかし、この会議が実際に本当に機能するんだろうか、この点について懸念を示す御意見がありました。議論の中では、このメンバーが言わば一堂に会したときに、あるいはその他何らかの事情で一遍に失われる、欠けてしまふ、そのときに、代わりにその仕事を行う人がいない、こういう事態が起こつてはならない、そういう角度からの御指摘もあつたわけであります。

また同時に、私はもう一方で、この合議体のメンバーが、本来であればメンバーとなつてゐる人が全員そろつてその衆知を集めるべきであると思います。しかし、過去、この内閣あるいはこの安全保障会議が、そのメンバーが本当に全員そろえるような体制でこれまで来たかどうか。例えば半数以上、常にこの安全保障会議の議員、メンバーでなければならないという大臣が定められているわけであります。例えばその中の半数以上の人のがこの日本にいなかつたといふことは過去あつたかどうか。さかのぼつても大変ですから、例えば今年になつてからそういうことがあつたかどうか、何日あつたかどうか、それをちょっとお述べいただきたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 今回の安全保障会議設置法の改正案によりまして、議長及び恒常的に出席する議員の総数、これは十名でございます。そして、委員御質問の、本年一月以降ですね、における恒常的に出席する議員等に該当する國務大臣、この半数以上が日本に不在であつた日数、

これはござります。二日で、二日ございます。五月二日と三日がそれに該当いたします。

それからまた、改正後の安全保障会議設置法第五条三項に規定いたします「事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認められる場合」の議長及び議員の総数は七名でござります。本年一月以降におきまして、これに該当する國務大臣の半数以上が日本にいらないという日はございませんでした。

○山口那津男君 これは、立法府の中に議院運営委員会という、この院を運営する重要な委員会がございます。ここでもこの点が議論になつたことがありました。

そのときに出された資料によりますと、今、官房長官は十名のメンバーのうち半数、五人がいないときがありました。こういうお話をしました。しかし、その中には、議長たる内閣総理大臣と、それから

総理が外国へ出張されるというような折に臨時代理を置くという場合がございます。この臨時代理と総理大臣、総理が国内にいる場合には臨時代理の方はいなくて済むわけですね、選ばなくて済むわけですね。そうすると、頭数で考えるとこのメンバーというのは九名なんですね。ですから、五名は過半数ということになります。

それともう一つ、この事態の分析、評価について特に集中して審議する場合の議員といふものも定められているわけですね。これの必要メンバーというものは六名定められているわけであります。

このうち半数の三名が不在であつたという時期もあつたわけですね。

また、もつと広い合議体であります閣議という面から見ますと、十八人の大臣がいる中で十名不在であつた、九名不在であつたと、こういう日もあつたわけですね。ほんの一日、二日のことであるかもしません。しかし、ここにはルールが何もないですね。

ですから私は、行政府である内閣として、あるいは安全保障会議として何らかのルールを定めても、國民の安全な避難のときに大いに役立つ設置法もあるわけです。そういう考え方でこれま

いくことが重要であると思います。その点について、総理のお考えがあればお聞かせいただきたいたいと思います。

○國務大臣(福田康夫君) 委員御指摘のとおりでございまして、非常に正確に御指摘になつておられます。大臣がない場合には臨時代理を置くということもございます。また、これは病気というようなこともございますし、いろいろなことがございますので、やむを得ないということもあります。

また、遠方にいてすぐ帰つてこれない、緊急事態とか、そういうようなことにおきましてどうするか。これは電話で連絡をするとか、何らかの方法でもつて意見を聞くとか、こういうこともあるうかと思います。

いずれにしましても、この有事態勢においてどうするかということにつきましては、これはそういうことも含めまして、今までのやり方でいいかどうかということも含めまして、これからいろいろな事態といふものを想定しながら検討してまいりたいと思っております。

○山口那津男君 離れた場所にいる場合に電話で連絡取ればいいというんじや、國民の皆さん是非常に不安を覚えると思うんですね。私は別に離れていても意思決定をする方法はあると思います。ですから、そういう意思決定の在り方、そしてまた、例えば半数以上は近いところにいなければならないとか、こういうことも一つのルールの方法ではないかと思います。それを併せて、今後、行政府として検討いただきたいと思います。

次に、今度のこの法体系ができ上がってまいりますと、今までなかつた分野でありますから、さて、こういった法制度を踏まえた上で、我が國全体の在り方、例えば社会保障、社会資本の整備の在り方とか、あるいはシステムの在り方がこういふ法体系を念頭に置いた上で作らなければならぬのではないか。高速道路あるいは鉄道一つ取つて、こういった法制度を踏まえた上で、我が國全体の在り方、

での国づくりはなされてこなかつた、こういう御指摘もあつたところであります。

今後、この法体系が整備されるにつれて、これを念頭に置いた上で新たな国づくりをするためには社会づくりということを考えていく必要が私はあります。大臣がいない場合には臨時代理を置くところだらうと思うんですが、この点について総理のお考えをお述べいただきたい。

○國務大臣(福田康夫君) 国民の安全の確保という観点から、委員の御指摘のように、その趣旨に沿つたような形で町づくりをするとか、これは随分そういうことは、災害とか、そういうことを踏まえた上で町づくりというものは考えているところもあると思いますけれども、特に緊急時にどういうふうな交通網の整備をするかといったようなことにつきまして、これからいろいろな観点から、特に公共事業を行うとかいったようなことにおいて特に配慮をしていかなければいけないものだというように考えております。

そういうような緊急事態に十分な体力を発揮できる社会の構築、これが大事なんだろうというふうに思つておりますので、そういうことも念頭に置きながら今後考えていくべきだと思つております。

○山口那津男君 これまでの経済の発展を重視したことを考え方ではなくて、やつぱり國民の安全ということを視野に入れた検討が必要だらうと思います。だからといって、こういう事態が起きないことを、起こさないこと、これが本制度の最大の目的でもありますから、その起きないことのために大切な資源をそちらに集中させるというのも、これもまたあるべき姿では、ないだろうと、適切な資源分配ということも考えていかなければならぬと思います。

さて、その上で、起こしてはならないこの武力攻撃事態であります。そのためには、日ごろから国際社会の平和と安定のために我が国が協力、貢献していく、そしてそれが世界の信頼を得ると、こういう在り方でなければならないと思います。

今、イラクは復興の過程に入りました。国連決議におきましても、人道、復旧・復興の支援を加

支援に協力しようという共通の認識の下にこの会議を終えることができたよ。

られたことでも私は表れていると思います  
総理は、このアメリカの先制攻撃戦略の

○内閣総理大臣(小泉純一郎) のはじうですか。アメリカは

） そう決め付ける

盟国はなすべしと、こういう決議もなされてゐるわけあります。我が国としてもやるべき貢献というのはあると思いますが、總理、せつかくエビ

ブッシュ大統領も、途中で退席して、全部の会合には出席できませんでしたけれども、そのことに対しても、これはイラクの以前から問題になつ

つきまして、我が党の市田忠義書記局長の本会議での質問に答えられまして、先制攻撃には加わらないと答弁された。これは大変、国連憲章上も先

一言も言っていませんよ、あらゆる選択肢を残していると、自国の安全のために。先制攻撃するという反対の議論をするんだ」という前提で議論する

アン・サミットその他、外交日程をこなされてこられて、お疲れとは思いますが、直接御体験をされたお立場で、この安保理決議に基づいて、イラクへの今後の国際社会の在り方について何か突つ込んだ具体的な御議論はあつたでしょうか。

ていた中東和平への積極的な努力、これに期待する  
と、また、その成功に向けて我々は協力しな  
きやならない、そういう意を込めて、ブッシュ大  
統領が中東に旅立つことを別に異議なく、むしろ  
それを支えようという雰囲気の下に中東和平への  
旅に向かつたということありますので、私は、  
今後の国際情勢、

制攻撃を認められないわけですから、この点のことでも私はこれは明確なことだと思います。そこで、私は總理にお聞きしたいんですが、總理が先制攻撃に加わらないということは、たとえ周辺事態でアメリカが先制攻撃を発動した、こういう場合については、当然日本はこれに協力もし

からおかしくなっちゃうんですよ。  
周辺事態がいかなるものなのかな。日本は先制攻  
撃には加わらないし、第一、日本は武力行使しな  
いんですよ。戦闘行為に加わらないんですよ。先制攻  
撃なんかしようがないじゃないですか。先制攻  
撃には加わりません。

題についてエビアン・サミット前に国連決議をめぐり武力行使に関して安保理の理事会で意見が対立はしました。そういう中でのエビアン・サミットを控えて、果たして国際協調体制ができるんだろうかと懸念がありましたけれども、始まる前に、イラク復興支援に対しては、国際社会がそこの国にふさわしい支援、協力をしようという決議が全会一致、シリアが棄権いたしましたけれども、今まで武力行使をめぐって対立した国も協力をして全会一致でイラク復興支援に取り組もうといふ、そういう決議がなされた後のエビアン・サミットでありましたから、懸念された対立の雰囲気ではなくて、過去のことは過去のこと、未来志向で国際社会が協力してイラクの復興にどのような協力ができるかという認識を共有できたと思います。

以後も国際協調、国連が中心になつてこの弋ヶ島の復興に向けて努力をする状況になりましたので、日本も、日本としてそのような状況を踏まえながらどのような支援ができるかということを十分に考えていくことが、日本の外交として、日本から平和的外交、日本というのはやつぱり世界に必要だと、自分の国のことばかり考えていいなど、世界のために日本はどうしても必要だという外交努力をこれからも積極的に展開していくことが、日本の平和と独立を維持する意味においても極めて重要なことだと考えております。

○山口那津男君 是非これからもアメリカとヨーロッパをつなぐ調整役としての役目も期待申し上げまして、質問を終わります。

○小泉親司君 日本共産党的小泉親司でございま

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 周辺事態がどの  
ような事態かは、状況は今の時点では判断はできません。  
せんが、日本は先制攻撃には加わりません。

○小泉親司君 総理はこれまでも、先制攻撃とい  
うことに対しては、アメリカが先制攻撃という選  
択肢を残しているんだということを国会の場でも  
繰り返し御答弁をされております。この実際ブツ  
シユ政権はもう総理もよく御存じのように、国  
家安全保障戦略という国家の基本方針の中に、例  
えばテロ攻撃に対しても、武力行使を必ずやると  
いうわけではないけれども、手をこまねいている  
わけではないんだと。つまり、先制攻撃という武  
力行使を発動する場合があるんだということを明  
ことになりますが、この点、総理、いかが  
でござりますか。

○小泉新司君 私は、総理 そういうことを言つてゐるんじゃないんですよ。  
アメリカが、実際に先制攻撃は国家安全保障会議の戦略の中で、米国は、国家安全保障に対する十分な脅威に対抗するため先制行動の選択肢を長く保持してきた。脅威が多いほど行動しない危険は大きく、たとえ敵が攻撃してくる時間と場所に不確かな部分が残つても、我々自身を守るために先制行動を取らざるを得なくなる。敵対勢力によるこのような敵意ある行動の機先を制したり、あるいは防ぐために、米国は必要であれば先制行動を起こす。こういうことをはつきり言つていいじゃないですか。  
私がお聞きしているのは、アメリカの先制攻撃に日本が後方地域支援 言わば後方支援、これは私は、総理、何か誤解しているようですが、自衛

言われるような冷やかな会議とか、とげとげしい会議とは打って変わつて、非常に各國が未来に向かつて、エビアン・サミットメンバーがどうやって協力していくか、また、国連の重要性をどのように認識していくかという建設的な議論が行われまして、日本としても、イラク復興支援団の準備会合をしたらどうかという提案も国連で取り上げられて、国連主催によるイラク復興支援準備会合が開催されるようになりました。そういう点から、今後、このサミットのメンバーが、その国々の事情があるだろうけれども、その国の中主体的判断によつて、イラクの国づくりに、復興

小泉純一郎総理大臣に御質問をいたします。  
まず、私が質問したいのは、アメリカの先制攻撃の問題でございます。  
御承知のとおり、アメリカがイラクでの戦争を行いまして、世界や日本でも、アメリカが先制攻撃の戦略を取っている、こういう大変懸念の声が広がっております。今回の法案の関連でも、アメリカがこのアジア太平洋で先制攻撃の戦略発動するんじゃないいか、これに日本が軍事的に協力、支援を行う、こういうことによつて日本が戦争に巻き込まれていくんじゃないいか、こういう懸念が高まつていることは、先ほどの同僚議員がるる述べ

確にしている。そうであるならば、アメリカがアジア太平洋地域の周辺事態でどこかの国を先制的に攻撃することが私は排除されていないと思います。

ですから、私がお聞きしているのは、周辺事態でアメリカが先制攻撃をやる、こういうことも当然想定されるんじゃないですか。その場合に、日本政府としてどうなんだと、総理としてどう考えらるんだと。これは私、総理が周辺事態がどうなるか分からないと、こういう私は答弁で逃げられるのはまたちよつと違うんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

隊が米軍と一緒に武力行使をやるということを言っているんじゃなくて、実際にアメリカがアジア太平洋地域でやつたら、日本がこれに兵たん支援をやる。例えばイラク戦争のよう、多くの国々がアメリカのイラクの先制攻撃戦略に対し様々な兵たん支援やつた、後方支援もやつた。これは、日本の場合は後方地域支援ですが、そういう支援をやるということは、これは先制攻撃に加わることになるじゃないかということを言つているんです。その点で総理は、いや、どうなのとかと。総理、今までお答えになつてあるんですけど、総理がこの点お答えください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 先制攻撃と先制行動というのを「つちやにしないでください。先制行動というのはいろいろあります。危険を抑止するために常に……(発言する者あり)

○委員長(山崎正昭君) 傍聴の方は静かに願います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 常に準備をしておく、攻撃をしないまでも行動があるんです。相手に攻撃を加えようという意図を抑止しなきゃならないという先制行動というのはあるんです。抑止行動と言つてもいいかも知れない。

共産党的立場から見れば、日米安保条約があるから、在日米軍基地があるから戦争に巻き込まれるという議論、そういう前提に立てば何もかも危険になっちゃいますよ。共産党的立場は、日米安保条約があるから日本は戦争に巻き込まれるといふ議論でしよう。戦後五十年間その議論を何回もしてきた。しかし現実は、日米安保条約があるから日本は戦争に巻き込まれたのかと、違うですよ。逆に、戦争を抑止して平和のうちに繁栄を確保することができたんですよ。

そういうことがあるから、それはもう米軍基地があるから戦争に巻き込まれる、日米安保条約があるから戦争に巻き込まれる、先制攻撃理論をアメリカは持つていてるから日本は先制攻撃するんだ、これは余りにも飛躍ですよ、議論の……(すり替えだ)と呼ぶ者あり)すり替えてるのは共産党の方なんですよ。むしろ、日米安保条約があるから日本を攻撃する国はアメリカと戦わざるを得ないという、これが日本を、安全確保する極めて重要な抑止力になつていてるんです。(発言する者あり)

○委員長(山崎正昭君) 傍聴の方に申し上げます。傍聴の方は御静粛に願います。

○小泉親司君 それじゃ総理、先制行動には武力行使を含むものもあるんですね。武力行使を含まないものもあると。私は、国家安全保障戦略で、アメリカの国家安全保障戦略を紹介して言いました。ということは

総理、武力行使を伴う先制行動もあるんですね。総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 日本の国に関しても、日本はありませんが、外国のことは外国そのに、これからどういう状況が起るか分からぬ自身が判断するでしょう。日本が、外国がどうしようと、仮定の議論で、事態がまだ切迫していない。日本は先制攻撃には加わらないし、武力行使はしないんです。

○小泉親司君 ですから、私は、アメリカの武力行使を含む先制行動に周辺事態法に定めるような協力支援をあなたはやるんですけど、どうですか。——いや、防衛庁長官じゃない、総理。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来、総理からお答えがござりますように、アメリカ合衆国がそのような国際法無視の行動をすることは私どもは考えておりません。

他方、どういう場合にそれが周辺事態であり、それがそういう場合に武力攻撃予測事態であるか、それは我が国が主体的に判断をすることでございます。しかしながら、アメリカ合衆国が常にやろうというんじゃないんですから。日本が専守防衛、日本を守るために日本一国の防衛力では不十分だから、アメリカと協力しながら日本の平和と安全を守るというのが日米安保条約だから、日本が侵略するためにアメリカと一緒にやろうといふうな前提に立つてずっと御議論なさつておられます、私はそのようなことは考えておりません。

○小泉親司君 アメリカはイラクで既に先制攻撃戦略を発動いたしました。そういうことを前提であなた方は考えておかないと、総理、思います。

そこで、私は、総理に次の尋ねしますが、イラク戦争のときにアメリカがイラクを攻撃するためには周辺国の基地を使いました。周辺事態になつたそこでの、私は、総理に次のお尋ねしますが、イラク戦争のときにアメリカがイラクを攻撃するためには周辺国の基地を使いました。周辺事態になつた

米安保条約でしよう。

しかし、その代わりに、基地を提供して便宜を図ります。

○小泉親司君 だから、そのときにイエスかノーかを聞いているんです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) だから、そのときについて、アメリカは先制攻撃しないんですから、周辺事態まだ起こっていないんですから、今そういう、アメリカは必ず先制攻撃するんだという前提で議論しても始まらないというんですよ。

○小泉親司君 私は、先制攻撃は国連憲章違反で立つ、こういう場合については、今度は日本の場合は加わらないと言つている。それなのに、今度の周辺事態でこれは協力はどうなんだ、ノーなんだろうと言つたら、ノーは言わない。周辺、今度は、日本の場合の基地から出撃するときには、これはノーは言わない。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それはさつきから言つてゐるでしょう、そう決め付けない方がいいと、仮定の議論で、事態がまだ切迫していないのに、日本が危機に瀕した場合に、それはアメリカは日本を守るために準備行動、出るのは当然で、しかし、そうするからそれがすぐ先制攻撃に結び付くんだというのは、これはちょっと早急じゃないですか、飛躍的じゃないですか。

私は、日米安保条約というのは、日本の独自の防衛力では不十分だから、アメリカと協力しながら日本の独立と安全を確保するためにあるんですから、日本が侵略するためにあるんじゃないですか。日本が侵襲するためにはアメリカと一緒にやろうといふうな前提で立つてずっと御議論なさつておられます、私はそのようなことは考えておりません。

そういうような行動を取るというふうな前提に立つてずっと御議論なさつておられます、私はそのようなことは考えておりません。

○小泉親司君 いや、違うよ、そんなこと聞いていません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もう何度も言つています。しかしながら、アメリカ合衆国が常にやろうといふうな前提で立つてずっと御議論なさつておられます、私はそのようなことは考えておりません。

アメリカが先制攻撃に加わらないと言つたつまり、アメリカが先制攻撃をやつたことに協力をするのかと私が聞いているのに、それについては何も言わないというのは、私は、先制攻撃に加わらないと言つたんだと私は思つた。

○小泉親司君 いや、違うよ、そんなこと聞いていません。

そこで、私は、時間があまりませんから次に私質問をいたしますが、今回の、委員長、今回の法案では武力攻撃予測事態という、まだ日本への武力攻撃が行われる以前から自治体や指定公共機関が米軍に支援を与えることが取り決められております。

総理はこのことを当然知つておられると思いますが、どういう支援をやりますか。いや、総理大臣。

○国務大臣(福田康夫君) 予測事態においても、例えば陣地の構築とか、いろいろな準備というのはあるわけですよね。ですから、そういうことはあります。

ついで日米間で協力するということはこれはあります。しかし、そういう具体的なことにつけばこれまでの審議でもただしてまいりました。政府の福田官房長官の答弁でも、災害対策法の指定公

私は、これでは、総理が先制攻撃に加わらないといふうこの御答弁は、私、違うと思いますよ。だから、そこはすり替えた、問題をすり替えているというふうに私は思います。

やはり、先制攻撃と言いながら、日本への武力行使を求めるやはり周辺事態での先制攻撃の協力はノーだと、いや、ノーだとということを明確に言えるんですか、どうですか。

共機関を参考にして指定の対象とする公共機関については検討する考えだという答弁でございました。

これは、私、パネルにしてまいりましたが、こ

れ六十機関、これ指定公共機関がある。(図表掲示)これ、六十書きますとこんなに小さくなつちやうので、あります。例えばこの中では、N HK、日本道路公団始め高速道路管理者、羽田、成田、関西空港、全国のJRなどの鉄道会社、電

話会社、日本赤十字、全国の電力会社、ガス会社、輸送会社などでは日本通運、それから国際電話会社、更には携帯電話、いわゆるNTTドコモなどが、これ六十機関、全部入ると。これが米軍の武力攻撃予測事態、まだ日本が武力攻撃にならない段階についてもこの米軍への様々な支援を行なうことが今度の法案の中では取り決められている。

これらの公共機関では、これまでの審議の中で労働者もこれに参加するというふうな形がなつてゐる。私は、しかもこの法案の十五条では、総理大臣の権限として指示権、直接執行権などが明記されて、法律上も強制動員の、私道が開かれていると思います。

そこで、石破防衛庁長官はこの法案十五条について、強制するかしないかも含めて検討するといふうに答弁しておりますが、この十五条は総理大臣の権限として指示権、直接執行権などを明記されて、法律上も強制動員の、私道が開かれていたことから先検討するわけでございます。今から予断を持つて、こういうことは決まつて、強制するかしないかも含めて検討する。この見解といふのは防衛庁長官の見解と共有するんですか。総理大臣です。いや、同じ答弁に

○國務大臣(石破茂君) 先ほど来のお話で強制動員であるとかいろんなお話をござりますが、私もそのようなことを考えておるわけではなくございません。

そしてまた、米軍との支援をどのように行うかということは、これからいろいろと議論をしながら決めていくことでござります。当然、どのような法律になろうとも、国会の御審議を経てそれは決まるところでございます。今その内容が明らか

にならなければ審議できないというふうにずっと御党は御主張でいらっしゃいますけれども、そのようなことは私は当たらないと思つておる次第でございます。

そしてまた、従業員も強制動員されるんだ、労働者も強制動員されるんだというようなお話をされどとなつておられますけれども、それは会社と従業員の間の雇用関係の問題でございます。私どもがお願いをいたしますのは、あくまでお願いをいたしますのは、企業に対してお願いをしておるのであります。

それで、労働者の方々までに直接お願いをすることをやつております。そのことは累次お答えをしておるとおりでございます。

内閣総理大臣の指示等の権限につきましては、今後、法制の整備の中でその必要も含め具体的に検討してまいる、これも何度も答弁を申し上げておることでございます。

○小泉親司君 石破防衛庁長官は、私が質問した、法案十五条に基づいて強制するのかという質問に対し、強制するかしないかも含めて検討すると言つておられるだけのことです。

○小泉親司君 石破防衛庁長官は、私が質問した、法案十五条に基づいて強制するのかという質問に対し、強制するかしないかも含めて検討する

ことと答弁しているんですが、この十五条といふうに答弁しているんですね。当然、総理が何をやるかということを定めたものなんですね。

そこで、石破防衛庁長官はこの法案十五条について、強制するかしないかも含めて検討するといふうに答弁しておりますが、この十五条は総理

の権限を定めたものであります。じゃ、総理もこの石破防衛庁長官の見解と同様の見解なんですか。どうですか、総理。いや、総理。

○國務大臣(石破茂君) 先ほど来のお話で強制動員であるとかいろんなお話をござりますが、私もそのようなことを考えておるわけではなくございません。

そしてまた、米軍との支援をどのように行うかということは、これからいろいろと議論をしながら決めていくことでござります。当然、どのような法律になろうとも、国会の御審議を経てそれは決まるところでございます。今その内容が明らか

強制するかしないかも含めて検討するのかとどうぞおり読んでいるんですけど、強制するかしないか

も含めて検討するということを御答弁された。これは総理の権限の問題ですから、総理御自身がこの権限を得るわけですから、そういうことも含めこの検討をされるのかということを総理にお尋ねしているんです。その点をお答えください。お

かしいですよ。

○國務大臣(石破茂君) それは私が答弁したことにつきましてのお尋ねでございますから、お答えをいたします。

法律の中身はこれから先検討するわけでございます。今から予断を持つて、こういうことは決まつて、強制するかしないかも含めて検討する。こういうことは決まっていない、そういうことを申し上げるのはいまだ時期が早いということを申し上げておるだけのことです。

しかしながら、事柄の性質上、国民に対してそれを強制するというようなことは恐らくあり得ないことを申し上げておるだけのことです。

政府が法律を出しておりません段階で、これはこそを強制するというようなことは恐らくあり得ないことをだと考えております。しかしながら、まだ

政府が法律を出しておりません段階で、これはこそを強制するかしないかも含めて検討する

が、ですから総理も、この今後の問題については強制も、強制をするかしないかも含めて検討する、この見解といふのは防衛庁長官の見解と共有するんですか。総理大臣です。いや、同じ答弁に

は総理の権限を定めたものなんですね。当然、総理が何をやるかということを定めたものなんですね。

そこで、石破防衛庁長官はこの法案十五条について、強制するかしないかも含めて検討するといふうに答弁しておりますが、この十五条は総理

の権限を定めたものであります。じゃ、総理もこの石破防衛庁長官の見解と同様の見解なんですか。どうですか、総理。いや、総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いずれにして

臣に答弁させてもいいんですが、石破長官の言うとおりでしよう。

○小泉親司君 私は、こういう答弁をくるくる変えるというのは、私は問題だと思います。

いや、そこで委員長、私は、これは大変おかしい。この答弁、私はねじ曲げて言つてあるんじやなくて、これ答弁を読んでいるんだから。あなたはさつき、この前の答弁と全く違うじゃないですか。そんないい加減なことはこの審議はやつてはいけないです。

それから、私は、周辺事態法では自治体や民間の協力ということがあります。ところが、今度の武力攻撃事態法では指定公共機関や日本通運やJRなどの民間会社がしっかりと書いてあって、しかも、今回の米軍支援法では、自治体や民間の同意については、周辺事態法では一般的な協力義務、それから民間については依頼ということだった。ところが、今度はそれがない。

これは大変私疑問と/orます。これが、この指定公共機関の一つであります新東京国際空港、いわゆる成田空港、この成田空港では開港時に運輸大臣と千葉県知事と新東京国際空港公団との合意がありまして、安保条約及びこれに基づく地位協定の存在にかかわらず、これを軍事的に利用することは絶対に認めないという合意書があるんです。これは当時の丹羽運輸大臣、今井新東京国際空港公団、友納千葉県知事、これらと三里塚奉賛会というところが合意した文書。これは例えば、成田空港を米軍がこれは使用する

と、使用したいという要求が来る、このときに当然のこととして成田空港が指定公共機関になります。今回の答弁で、今回の特別委員会の答弁で、あなたは強制するかしないかも含めて検討するとおつしやつたんですよ。これ違うじゃないですか、答弁が。これ、委員長、おかしいですよ、答弁が。だから、そこを総理、総理、そこを総理

が、権限に属する問題ですかはっきり言つてくれださい。強制するかしないかも含めて検討されるんですか、どうなんですか。どうですか、総理。

○國務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態における米軍支援のためのいろいろな取決めについて、米軍の行動の円滑化ということ、この措置が適切か

つ効果的に実施されなきやいけないという、こういうことの法制については、これは措置の内容それから自治体の問題も含めまして、法案の成立後にこの法案に定める枠組みの下で事態対処法制の一環として検討をされると。これから検討することになります。

機関、その傘下で働く労働者や国民全体を軍事の戦争に動員する米軍支援法で、絶対に私は認められないということを申し上げたい。

私は、このような法案の問題点が山積しているにもかかわらず、徹底的な審議のないままに強行するというのは、私は参議院の熟慮の府としての重大な禍根を残すものだと、このことを私、繰り

の在り方、これを冒頭に改めてお伺いしたいと忠  
います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 総理大臣に就任  
して以来、毎日緊張感の連続でござりますし、  
今、有事法案が審議しておりますが、私は毎日が  
有事だと思って日々生活をしております。緊張感  
と平常心併せ持つて、いかなる事態にも対処して

議でもつて決定して設置をいたします。対処基本方針に基づいて指定行政機関 地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する総合的な推進を行うものでございます。

対策本部は内閣総理大臣が対策本部長となつて、そして他の全国務大臣が対策副本部長又は本部員というようになります。また、内閣総理大臣

話しにならないので、私代わつて申し上げますと、法律上、武力攻撃予測事態から、米軍の支援求めのために地方自治体や指定公共機関に協力を求め。ところが、これが拒否された場合はどうなる。

返し理事会で私どもは主張してまいりましたが、私は本日の質疑打切りも、当然採決も認められない。この今回の法案は私は廃案にすべきだというふうなことを強く要求をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

いかなきやならないのが総理大臣の務めだと思つております。

は指定行政機関等の職員を対策本部の職員に任命することができるということになつております。軍事を含め事態対処に必要な専門的知識を有する者を職員として勤務させることができます。そういうような体制によりまして、対策本部長

れも総理なんですね、つまり、総理が総理に、自分が自分に命令して、別に法律で定めるところにより関係する地方公共団体や指定公共機関の長に対して当該対処を実施すべきことを指示すること

○平野達男君　国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の平野達男でございます。  
総理　サミットお疲れさまでございました。  
武力事態、武力攻撃事態、この状況になります  
と、総理はいろんな役割、顔を持つことになります

況は、武力攻撃事態、そういう状況の中では、あつてはならないということだと思いますし、今回の法案の契機をして、法案、仮に成立するとすれば、これは成立させなきやいけませんが、総理の資質、これまで以上にリーダーシップを発揮す

である内閣総理大臣を適切に補佐することができるものであるというよう考へておるところでござります。

臣が直接執行権を持つ。これはいわゆる強制する仕組み、こういうふうにならないんですか。總理、いかがですか、總理の権限として。

す。内閣の長としての総理大臣、内閣府の長としての総理、それから安全保障会議の議長、さらには、武力攻撃事態になりまして基本方針が策定されますと対策本部が設立されます、その長。それから、言うまでもなく自衛隊の最高指揮官です。

るということが求められてくるというふうに思います。

そこで、総理が単独で判断するわけではございません。例えば、基本方針が策定された後、対策本部が設立されます。この対策本部は調整機関で

制、これが重要なたとえふうに思います。  
そこで、ちょっとと話を変えますけれども、九九年に周辺事態法が作られました。二〇〇一年にはテロ特措法。私ども自由党はテロ特措法には反対をいたしました。なぜ反対をしたか。原理原則のない自衛隊の戦闘に従事する、こればかりで

ためにどういう法整備が必要かというのは、正にこの法案が成立後、事態対処法制の整備の一環の中で具体的に検討するべきものであつて、今まで法案も出ていない、法案も成立していない段階だ。

こういつた役を全部こなさなくちゃならない、大きな役割だと思います。

また、武力攻撃事態というのは瞬間瞬間、刻一刻事態が動きますから、逡巡とか間違った判断があつてはならない。判断する事柄も非常に重要で

いうような位置付けになつております。総理がいろいろなところで判断をするときに、その判断をする、サポートする仕組みが必要だと思います。安全保障会議では、今回、専門委員会を設けて、これは動くかどうか分かりませんが、一応、体制は

ない自衛隊の派遣というのは、これはおかしいじゃないかと。今まで事がある都度に自衛隊の対処方針を決めて、自衛隊を派遣したり派遣しなかつたりやりつづけてきました。

も。今後、これは、法案成立したら、まだ不十分なところはあるから、より国民保護のためにどのような法整備が必要かというのは今後速やかに検討するということになっていますから、そういう

す  
防衛出動の下令  
早過ぎれば余計に相手国を  
刺激することになる、後れば手後れになってしま  
う。こういつた、あるいは武力行使をいつ判断  
するか、こういつた判断をやらなければならない  
と思います。

作っている。しかし、今回の法案を見ますと、この武力攻撃事態法の中では、この局面局面の判断を総理がどのように判断するかというときのサポートシステム、これは必ずしも明確になつていませんではないかと思います。

いれども イラク復興支援法、これは出るのか出らないか分かりません。どうも新聞等によると、自衛隊を派遣するということが検討されているらしいです。

べきものだと私は思つております。  
○小泉親司君 私は、これは、總理、法案に書いてあることを御質問しているんですから、これからだなんということ、ごまかしちゃいけません。

総理はどういう心構えでおるんでしょうか? ということを先般本会議で質問しましたら、平素から心掛け取り組みたいと思ひますという旨あんどんみたいな答弁しか返ってきませんでした。

私は官房長官の役割であつて、防衛庁長官の役割だというふうに思いますが、改めて官房長官に、その考え方、取組の方針、こういったことを、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

ろしつかりとした基本理念、考え方、言わば自衛隊の行動原則、こういったものを定める基本法、これが必要ではないかと思います。これが憲法と、今憲法をめぐつていろんな議論があります。憲法と各法をつなぐブリッジ役、その中間的な位置付けを、これをしっかりと定める、これが必要な

じやないかと思います。

総理は、これについては、国民の議論を見守りたいというふうに先般本会議で言つておられました。しかし、これは国民の議論を見守る話じやないと思います。政治の決断で、政治がこのように思われるという案を作つて国民に提示する、これが必要だと思いますけれども、総理大臣、どのように思われますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今までも、自衛隊の海外派遣については、きちんと法律にのつとつて派遣しているわけあります。原理原則がないという御批判は当たらないと思つております。

同時に、今、議員御指摘の、憲法と憲法の理念に合致する平和の定着のために自衛隊がどのように海外で活動すべきかという議論はまた別にあると思います。そういう点について、何か国際社会で紛争が起つたときに、その都度国際社会の要請にこたえて日本が自衛隊を出すべきか、あるいは出す必要がないかという議論をして、出す理由があつたらその事案に対して活動できる法案を作ろうということよりも、平素から一つの basic 理念の下に一定の法律を作つた方がいいんじゃないかという御議論だと思いますが、それは私も十分理解できます。

国民の議論を見守りながらというのは、何もしらないということでもないと思います。国民の議論をまた十分に見守りながら、かつては平和維持活動、戦闘行為が終わった後でも自衛隊を出すだけでも大反対、大デモが起つた時代があつたんですね、日本でもです。それが今平和維持活動には自衛隊を送つてもいいじゃないかと、自衛隊活動を応援してもいいじゃないかという国民的議論がなっていますから、こういう点については平素から安全、基本、基本、に対する基本理念を考えた方がいいじゃないかと。法整備も、一定の状況においてはいつでも平和活動のためには自衛隊の海外派遣も考えていいのではないかという御議論だと思いますが、その点については、国会での議論

を踏まえ、国民的な議論を見守りながら、政府としては、必要とあらば、そういう時期も来ると判断すれば、そのときにまたやっぱり国会で議論しないやならない問題だと思つております。

○平野達男君 大変よく分かったような、分からぬかどうかについて国民的な議論がございましたが、反対という声でした。

テロ特措法、九・一一事件、これは米国の自衛権の発動でした。自衛権の発動に対して何で自衛隊が行くんですかと、これに対する明確な答えがないままテロ特措法が決まつてしまつた。これはなし崩し的な派遣じゃないかというふうに私は思つています。

それから、今、総理もまだ今繰り返しやつぱり国民の議論、国民の議論と言いましたけれども、この原理原則を確立するというのは正に政治の責任だと思います。これを国民の議論に、同じことを言いますけれども、待つということではなくて、今こういうふうに今までの経験を積み重ねてきています。この経験の上に基本法をやつぱりしつかり作る、これが大事だということをもう一度申し上げておきたいと思います。

さらに、もう一つ言えば、集団的自衛権あるけれども、これ行使しない、武力行使と一体となるような行動はしないんだと言つていますが、これも設定して、そこで輸送をやっているのが今法体系です。これは私は、いろんな議論がござりますけれども、かなり無理をしている。兵たんが武力行使と一体としないなんていって、こんな話を聞いていますから、世界のどの常識に通じるんでしょうか。こういったことも放置しておけないと思います。本当に今、日本が何をするか、あるべき姿をどう持つていくか、これをやはり政治の主導でしつかり構築して、その考え方を示す時期に来ているということも併せて申し上げておきたいと思います。

それから、次の質問に移りますが、今回の法律は、これはプログラム法という性格もあります。国民保護法開始、これはこれから官房長官が中心となつていろいろ整備を進めるということになりました。しかし、この議論の中で、今回の委員会の中の議論の中で、この法制以外にもいろいろな整備をしなければならないようなことが出てきたというふうに思つております。

その一つが自衛隊の行動規則、R.O.E.という、これは石破長官からのお話にございました。これは、今鋭意やつておられるというお話をございましたけれども、私は正直言つて、これは私の勉強不足もあつたかもしれません、こういうことがまだ決まつていなかつたというのはちょっと意外でした。自衛隊を派遣してどういう考え方で行動するか、それが決まつていない、こういう形で自衛隊が動けるんだどうかということです。

特に自衛隊が想定しなくちゃならないのは、これはどこかの砂漠地帯に行つて戦闘行為するのと違います。国内の中で、これは大変つらいことであります。国内の中では、これは大変つらいことですねけれども、場合によつたらその中に逃げ遅れた國民もいるかもしれない、そういうことを想定して自衛隊はいろいろ考えなければならない。そういった中で、本当に自衛隊がどういうふうに行動するか、これをやつぱりしつかり構築しなければならないと思いますし、総理大臣は、内閣総理大臣であると同時に、先ほど言いましたように、自衛隊の最高指揮官であります。

こういったことの整備の必要性、これは石破長官は熱っぽく、これは必ずやりますということです、しつかりやりますということを答えられておりましたけれども、最高指揮官たる総理大臣、その整備の必要性についての考え方をここでお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) R.O.E.の件は先生から御提起をいたしました。今後、私どもも鋭意進め

で行うものでございます。しかし、それは最高指揮官たる内閣総理大臣を頂点といたします一体の指揮命令系統の中で行うものであります。個人の判断というふうに評価をされるものはございません。総理を頂点といたします一体の指揮命令系統の中で行う。ですから、そこでだれが何を行

うかということをきちんととするためにルール・オブ・エンゲージメントが必要なのだということです。これを一刻も早く整備すべく、更に作業に拍車を掛けまいりたい、かようと思つております。

○平野達男君 それと併せて、これは対策本部の役割になるかどうか分かりません。こういった有事になりますと、すべてが対策本部で決定してものが下されるわけでは、決定してものが動くわけではない。特に、現場現場の判断がどうしても優先されると思います。

先ほどのR.O.E.は自衛隊の行動規則ということです、自衛隊がどのように動くかということなんですが、という規則、だつたと思うんですが、併せて、内閣なり対策本部が、どこからどこまでは対策本部あるいは内閣で決定をしますと、どこからどこまではどういう方々にこれだけの権限を預けます、責任分担をします、こういった言わば内閣あるいは対策本部の行動規則といったものの整備が、私もやはり併せて必要じゃないかと思うんですけど。

これは総理にお聞きしたいのですが、官房長官でも結構でございますので、どうぞよろしくお願ひします。総理、よろしくお願ひします。時間がござりますけれども、最高指揮官たる総理大臣、そんなことでやり合ひなんかしてたら駄目ですよ。しつかり答えてくださいよ。

○国務大臣(福田康夫君) ごめんなさい。ちょっと私ほのかのことを考えておりましたので、質問の趣旨が分からなかつたので、それで今聞いておつたのでござります。そういうこともありますよ。はい。

この有事の場合において、内閣における行動基

準、これ、行動基準ということですね。これは先般来、ずっと答弁もさせていただいておりますけれども、具体的にどういうふうにするか、これはいろいろな場面が想定できるわけでございます。

そういうことについては、今後十分に検討させていただきたいと思っております。

○委員長(山崎正昭君) 答弁者に申し上げます。

時間がございませんので、的確に答弁願います。

○平野達男君 これは通告として總理にお願いしていましたので、官房長官もちょっととびっくりされたかもしませんが、是非、この面の整備も必要だと思いますので、しっかりと整備をお願いしたいというふうに思います。

実は私、今週の日曜日、岩手県の陸上自衛隊駐屯地、これは滝沢というところにあるんですが、その四十六周年の記念式典に行つてまいりました。日ごろの演習ということでデモンストレー

ションをちょっと見させていただきまして、整整とやつている姿に私なりに感銘を受けました。

ただ、同時にふつと思いまして、先ほど言いましたように、有事のときに、武力攻撃事態のときに自衛隊はどういう状況で行動するんだろうかといったときに、そこには家があつて、そこにあるいは逃げ遅れた人がいて、大変非常に厳しい状況の中で行動しなくちゃならない。その一方で、訓練は、岩手県の場合は岩手山ろくでございまして、何もない原野でやつております。訓練だからこれはしようがないことなんですが、そういった状況の中でも本当に有効に対応ができるんだろかというわざかながら不安を持ちました。

しかし、かといつて、民家のあるところで訓練をしろということ、こんなことはできません。恐らくこれを、この懸念を少しでも払拭するために、やはり自衛隊と地方公共団体との日ごろからの意思疎通、交流ということが必要かと思うんですが、防衛庁長官にその辺の対応について、簡単でいいですから、結構でござりますので。

○國務大臣(石破茂君) おっしゃるとおりでございます。自衛隊と地方公共団体のみならず、警察

や海上保安庁や、あるいは国土交通省や有事のとおり関連するいろんな団体が、有事になつて初めて議論するとかそんなことではいけませんので、いろいろな場面が想定できるわけでございます。

そういうことについては、今後十分に検討させていただきたいと思っております。

○平野達男君 岩手県民もきつちり聞いたと思います。

そこで、翻つて今回の法制を考えますと、先ほ

ど私が言いましたように、この武力攻撃事態といふのは大変もう想像もしたくないような事態を想定してやつぱり作っているんだろうと思います。

これは、前原議員がもういみじくも、しかもしつかりと言われましたように、法律は作つても作動しないような状況を作らなくちゃならない、全くそのとおりだと思います。

総理は、備えあれば憂いなしというふうにおつしやいましたけれども、本当の備えだと思いま

に平時からで、しかもそれは外交あるいは平和協力、そういうことが本当の備えだと思います

し、備えを、その備えをしつかりすることが本当に憂いなしという状況につながるんではないかと

いうふうに思います。ここに併せて、私どもこの法案の成立を契機に、もう一度やはり平和外交が大事なんだよ、これこそ最大の責務だよというこ

とを確認しなければならないと思います。

さらに、そうはいつても、やはり非常事態に備えたいいろんな体制整備、法律整備、これは必要であります。それをやるのは政府・与党の責任であります。いずれ政権交代が起きると思います。起

こさなければなりません。そのときに、我々が内閣に行つたときに、前の与党・政府が必要なものだけしかやつていないじゃないかということがないようにしつかりとした整備をするようお願

い申し上げまして、私の質問を終わりります。

○田英夫君 私が最後の質問者のようでありますから、この法案と基本である憲法とのかかわりについて考えてみたいと思います。

憲法は、言うまでもなく第九条に、日本は戦争

はしないと、軍隊を持たないということを明確に規定をしている。そして、その憲法の前文の中に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようとする決意し

た」と、こう書いてあります。これが言わば第九条の基になる日本の姿勢の基本であると思います。つまり、世界の国々を信頼して戦争はしない

し軍隊も持たないんだと、こういう決意をしたわけです。

ところが、今回の法案は、ばかり言つて戦争状態になつたときに、あるいは予測されるときにはどうするかという話です。戦争をしない国がこういう法律を持つ必要があるのかどうか。

総理は、五月二十日の同僚議員の質問に對して、外國の侵略あるいは危険な勢力が日本国民に侵害しようとするときには断固たる決意を持つて抵抗するぞ、戦うぞという決意を形にしたもののが自衛隊だと私は思つていますと言わわれている。こ

れ、憲法と矛盾しませんか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは戦後何回も議論されてきたことであります。自衛権を日本憲法は否定していないと思います。今でも自衛隊が憲法違反だと言つてある方があるのは承知しております。しかし、それはもう決着が付いていたのではないか。そういう意見はありますが、自衛隊は憲法違反ではないというのが大方の国民の理解だと思つております。

でありますから、日本としては、日本が侵略を受けた場合、侵害を受けた場合には、戦う決意を持つつておられるんだと、それを形に表したのが自衛隊

の憲法は否認していません。今でも自衛隊が憲法違反だと言つてある方があるのは承知しております。しかし、それはもう決着が付いていたのではないか。そういう意見はありますが、自衛隊は憲法違反ではないというのが大方の国民の理解だと思つております。

でありますから、日本としては、日本が侵略を受けた場合、侵害を受けた場合には、戦う決意を持つつておられるんだと、それを形に表したのが自衛隊

の憲法は否認していません。そのときに、我々が内閣に行つたときに、前の与党・政府が必要なものだけしかやつていないじゃないかということがないようにしつかりとした整備をするようお願

い申し上げまして、私の質問を終わりります。

○田英夫君 私が最後の質問者のようでありますから、この法案と基本である憲法とのかかわりについて考えてみたいと思います。

憲法は、言うまでもなく第九条に、日本は戦争

んで、日本はアメリカとともにそういう侵略勢力に対しては断固として戦う。そういう存在が自衛隊であるということを申したわけでありまして、私は今の日本の憲法は自衛隊を否定するとは思つております。合憲だと思っております。

○田英夫君 ところが、総理は同じ日の同じ方にに対する答弁の中で、私は、自衛隊というのが将来やはり我が国の平和と独立を守る軍隊であるといつております。

うことが正々堂々と言えるように、将来はやはり憲法を改正するというのが望ましいという気持ちを持つておりますということを言つておられる。

私も、長いこと国会におりますけれども、歴代の総理大臣で憲法改正をこれほどはつきり言われた方を私は記憶していない。本当に今言われたことを私は記憶していない。本当に今言われたことと、このこととどちらが本音かというふうに思つたのですが。

同時に、先ほど阿部さんが配つてくださつた「自衛官の心がまえ」というのを私も初めて拝読しました。この中に憲法ということは一言も書いていない。これは私には驚きであります。

同時に、総理は、やはり同じ日の答弁の中でこういふことを言つておられるんですね。つまり、あいう憲法ができて、そして戦争をしないといふことを決めた。そして自衛隊というものにいろいろ批判があるということの中で、特攻隊といふような貴重な命を散らした。これはやはり軍隊を持ったからだという、軍隊に対する反感が他の国よりも非常に強いんだ、こういうことも言つておられる。

正にその特攻隊の体験をした私からすれば、その貴重な体験、あるいは広島、長崎、各地の大空襲で亡くなつた人、方々のその無念の思い、尊い犠牲というもの、その結果が、先ほど申し上げた外国諸国民のことを信頼して、日本はもう戦争しない、軍隊も持たない、そういう決意をしたんですね。その重さをもつと考えていただきたい。

だんだん戦争体験者が少なくなつてきた。そういう中でもうそろそろ憲法改正していいじゃない

かというような気持ちが総理を始め皆さんの中にあります。するとすれば、私は死ぬわけにいかない。いつまでも生きていかなくちゃいけませんよ。この戦争体験者の、そしてまた戦争犠牲者の貴重な体験というものをもっと大事にしていただきたい。いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 憲法についての議論は、今まで様々なされておりましたし、現在、国会でも憲法調査会で議論をされております。自由民主党も結党以来、自主憲法制定というのを党是しております。

自衛隊がなく、いかなる戦力も保持しない、非武装だから平和が守れるんだ、独立が守れるんだという考え方もあるのは承知しております。しかし、そういう考え方には私は同調できません。諸国民の公正と信義に頼りして、日本は武力を持たない、自衛隊を持たない、いざ侵略勢力があつたら何も戦わないで降参しますということが相手への侵略を防げるかとは思つておりません。

諸国民の公正と信義、その公正と信義のない国もあるのも過去の歴史が証明しております。つい最近、イラクもクウェートを侵略しましたね。あるいは様々な国々はこの歴史の中で何回も侵略を繰り返し、戦争、紛争を繰り返しております。だから、日本だけが戦力を持たない、自衛隊を持たない、軍隊を持たなければ相手も安心して何もしないというのは余りにも危険ではないでしょうか。私は、実験が利かないんです、これ。一度侵略されちゃったら、後どうもできない。かつてのソ連の後の圧制に苦しんだ国々がどれだけあったか。ソ連が今ロシアに変わつて民主主義みたいな政界、政体に変わろうとしているのは私も歓迎しておりますが、一たび全体主義、独裁主義に羽交い締めされた国がどれほど自由を失つてきたか。こういうことを見ると私は単なる奴隸の平和じゃなくて、平和であつたらやつぱり自由に基本的人権を謳歌しながら日本の平和と独立を維持しないでならない。戦争は嫌だ、侵略された方がいい。確かに戦争をしなければ侵略され、その国

かというような気持ちが総理を始め皆さんの中にあります。するとすれば、私は死ぬわけにいかない。いつまでも生きていかなくちゃいけませんよ。この戦争体験者の、そしてまた戦争犠牲者の貴重な体験というものをもっと大事にしていただきたい。いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 憲法についての議論は、今まで様々なされておりましたし、現在、国会でも憲法調査会で議論をされております。自由民主党も結党以来、自主憲法制定というのを党是にしております。

自衛隊がなく、いかなる戦力も保持しない、非武装だから平和が守れるんだ、独立が守れるんだという考え方もあるのは承知しております。しかし、そういう考え方には私は同調できません。諸国民の公正と信義に頼りして、日本は武力を持たない、自衛隊を持たない、いざ侵略勢力があつたら何も戦わないで降参しますということが相手への侵略を防げるかとは思つておりません。

諸国民の公正と信義、その公正と信義のない国もあるのも過去の歴史が証明しております。つい最近、イラクもクウェートを侵略しましたね。あるいは様々な国々はこの歴史の中で何回も侵略を繰り返し、戦争、紛争を繰り返しております。だから、日本だけが戦力を持たない、自衛隊を持たない、軍隊を持たなければ相手も安心して何もしないというのは余りにも危険ではないでしょうか。私は、実験が利かないんです、これ。一度侵略されちゃったら、後どうもできない。かつてのソ連の後の圧制に苦しんだ国々がどれだけあったか。ソ連が今ロシアに変わつて民主主義みたいな政界、政体に変わろうとしているのは私も歓迎しておりますが、一たび全体主義、独裁主義に羽交い締めされた国がどれほど自由を失つてきたか。こういうことを見ると私は単なる奴隸の平和じゃなくて、平和であつたらやつぱり自由に基本的人権を謳歌しながら日本の平和と独立を維持しないでならない。戦争は嫌だ、侵略された方がいい。確かに戦争をしなければ侵略され、その国

の独裁に任せれば戦争は起こらないかもしません。それだったらもう奴隸の平和です。私は奴隸ではありません。今まで様々なされておりましたし、現在、国会でも憲法調査会で議論をして戦争は防げるんじゃないでしょうか。

○田英夫君 全くあの戦争犠牲者たちの願いが分かつてない、その尊さが分かつてないと思いまますよ。

確かに、残念ながら人間は戦争を本能のようにしてきました。人間の歴史は戦争の歴史ですよ。しかしここで違うと、核兵器というものが、原子爆弾というものができた以上、もう戦争に対する考え方を変えなければならないというものが幣原さんの考え方だつたということともこの前申し上げました。ここで変えなかつたら、特に日本が世界の先頭に、人類の先頭に立つて変えなければならないという決意をしたんですよ。そのことをもつともつと皆さん大事にしていただきたいということを重ねて申し上げて、終わりります。

ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) 総理大臣、御退席ください

さて結構でござります。

○委員長(山崎正昭君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、田村耕太郎君が委員を辞任され、その補欠として大仁田厚君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) お諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律案を改正する法律案につきましては、以上をもつて質疑を終局することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よって、

三案の質疑は終局することに決定いたしました。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小泉親司君 私は、日本共産党を代表して、武力攻撃事態法等有事三法案に対し反対の討論を行います。

私たち、この法案が二十一世紀の日本にとつて極めて重大であることから、中央公聴会の開催を含めて徹底審議を要求をしてまいりました。しかも、政府が、法案の中心的問題である対米支援の内容、地方公共団体や指定公共機関の協力の内容、こうした問題を解明した下で、未解明な問題がいまだ山積しております。こういう状況にもちり、採決を強行することは、国会の責任を放棄する暴挙と言わなければなりません。

政府はこの法案が日本有事に備えるためのものだと言つてきましたが、実際には、米軍とともに攻める備えのための法案であることは明らかであります。米軍が海外で先制攻撃の戦争を引き起こした際に、対米支援に当たつては自衛隊が武力攻撃されれば武力を行使する、これが法案の本質であります。

当委員会で、我が党の質疑でも、戦闘地域には行かない、武力行使はしないという周辺事態法の制約を取り払つて、米軍の武力行使と一体となつて、自衛隊が海外での武力行使を、武力を行使するに道を開くことが明らかとなりました。

さらに、地方自治体や指定公共機関に、アメリカの戦争への協力を強制することが明らかとなりました。我が党の追及に、政府は、今後検討されることを認めました。日本に対する武力攻撃が発生していない段階でも、武力攻撃予測事態と政府が認定すれば、地方自治体や指定公共機関を戦争協力に強制的に動員する仕組みとなつていることは今や

明白であります。

基本的個人権の問題でも、与党と民主党の修正案が最大限に尊重するとうたつてみても、集会、デモなどの基本的個人権は制約されるとの政府答弁を変更させるものではありません。しかも、対米支援の内容もどうなるか分からない、地方公共団体や指定公共機関の支援内容も示さないというのでは何の保証にもならないのであります。

政府が国民に協力を強制する相手となる米軍は、イラクでの戦争でも明らかなように、国際法違反の無法な先制攻撃の戦争を国家戦略の基本としております。しかも、この先制攻撃戦略の矛先はアジア諸国にも向けられているのであります。

政体が協力を強制する相手となる米軍は、イラクでの戦争でも明らかなように、国際法違反の無法な先制攻撃の戦争を国家戦略の基本としております。しかも、この先制攻撃戦略の矛先はアジア諸国にも向けられているのであります。

私は、戦後、憲法九条の下で戦争をしない平和国家の道を歩んできました。しかし、この有事三法案は、この憲法九条をじゅうりんし、戦争に備える国、戦争をする国に変えるものであります。敵しく非難されるのは当然であります。今アジア諸国で、日本が過去の侵略戦争の歴史を再び動員するなど、絶対に認めるわけにはいかない 것입니다。

日本は、戦後、憲法九条の下で戦争をしない平和国家の道を歩んできました。しかし、この有事三法案は、この憲法九条をじゅうりんし、戦争に備える国、戦争をする国に変えるものであります。敵しく非難されるのは当然であります。今アジア諸国で、日本が過去の侵略戦争の歴史を再び動員するなど、絶対に認めるわけにはいかない 것입니다。

我が党は、有事三法案の発動を許さず、今後検討するにとされてる米軍支援法制などの成立を許さないために、断固として戦い抜く決意を表明し、反対の討論を終わります。

○池口修次君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律案等三法案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

民主党は、政府より提出された当初の法案では、基本的個人権に係る規定があいまいであること、対外基本方針に係る民主的統治が不十分であること、国民保護法制の整備がなされていないことなど、幾つかの不備な点があることを明確にし、衆議院の審議において、その対案として緊急

事態における基本法案と武力攻撃事態対処法案への修正案を提出しました。

その上で、我が国の安全保障の根幹にかかる極めて重要な法案に対して、与野党が一致して対処すべきことが望ましいとの判断から、与党との修正協議に臨み、基本的人権の尊重、国会の議決に対する対処措置の終了、国民への情報提供、国民保護法制整備までの間、一部措置の施行凍結、事態認定の前提となつた事実の明記等、民主党の主張を大幅に反映する修正をすることができました。

この点につきましては、参考人質疑におきましても、参考の方々より高い評価をいただいたところであります。

また、本委員会での審議においては、良識の府である参議院としての国民の立場に立ち、より適切で効果的な法律内容とすべく、誠実にかつ真摯に取り組んでまいりました。その結果、衆議院の審議で懸案となつていた指定公共機関の指定における日本赤十字社や民間放送事業者の扱い等で一定の前進も見られました。

民主党は結党以来、緊急事態に際する対処に当たつて、民主的統制と基本的人権を確保しつつ、国民の生命、身体、財産を保護するために、緊急事態法の整備が必要であるとしてきました。

その観点からも、今回、与野党が垣根を越えて安全保障政策の議論を進め、我が国の安全を守るために法整備を大きく前進させたことは、国民に約束された政治の責務を果すことができたと考えております。

最後に、今後、政府・与党においては、与野党合意に基づき、速やかに危機管理庁を含む組織の在り方を検討すること、緊急事態基本法の検討とその結果に基づき、速やかに必要な措置を取ること、基本的人権の明記は国民保護法制で措置すること等を実現する重大な責務があるとともに、我々民主党には、その主張を実現するために全力で取り組んでいく責務があることを確認して、私の賛成討論を終わります。

○田英夫君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全

保障会議設置法改正案の三法案、与党三党及び民

主党による修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

日本は悲惨な戦争を体験しました。多くの戦争犠牲者の死を無駄にしないためにも、誤りは二度と繰り返さないとの決意を固め、二度と再び戦争をしないこと、軍隊を持たないことを憲法で定めました。これまで有事法制を持たなかつたのは、武力による対応という選択肢を自ら封じた證明であつたと思います。今回の有事法制は、この日本の平和国家、不戦の国との決意に背くものであり、絶対に反対であります。

この有事法制を持つことは、近隣諸国に日本の過去の誤りを想起させ、いたずらに緊張を激化させるばかりでなく、現実にはアメリカの軍事行動に追随し、これを支援することにつながります。

また、有事法制は、自衛隊の行動のために国民生活を規制し、国民に戦争協力を義務付け、基本的人権を制限し、地方自治体の主体性を奪うものであり、日本国憲法の基本理念を突き崩すものであり、許せません。

今こそ、日本は改めて過去の誤りを反省し、また、広島、長崎の悲惨な被爆体験を想起し、平和憲法の理念である平和主義、民主主義を守り抜くべきであることを訴えて、反対討論を終わります。

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の平野達男でございます。

私は、三法案に賛成の立場から討論を行います。

国民の生命、財産、自由、人権、文化を守り、國民生活を発展させることは國家最大の責務であります。特に、國民生活を根底から覆すような武力攻撃、テロ、自然災害などの非常事態が生じた際には、政府はすべてに優先して迅速かつ確実に対応し、國民の生命、財産等を守らなければなりません。このため、非常事態への対処のための法的枠組みと、國、地方公共団体、地域が相互に連携し、しっかりと態勢の整備を図ることが必要です。

要あります。

本三法案は、専ら対象を武力攻撃事態に限定し、他の非常事態への対処法や國民保護法などが先送りされたこと、さらには、自由党が強く主張する自衛隊の行動原理を明確化した安全保障法といつた基本法の整備についても先送りされたことなど、十分というにはまだまだ距離がある法案となつています。

しかししながら、本法案は、当初の政府案に対し、民主党が与党側と粘り強く協議した結果、緊急事態に係る基本法案の早急な検討、國民保護法制の一年以内の整備、国会の議決に係る事態対処措置の終了手続追加など、評価すべき修正がなされた法案であり、國家の緊急事態対処法や、るべき態勢整備の第一歩として賛成するものであります。

今後、プログラム法もある本法案に基づき、必要な検討、整備が確実に実施されるとともに、これ以外にも自衛隊が地域住民の安全を確保しつつ迅速な行動ができるよう行動の基準作りを始め、武力攻撃事態の対処に必要不可欠な態勢整備を早急に行なうよう強く要望するものであります。

なお、あわせて、我が国の安全保障のためには、個別的であれ、集団的であれ、自衛権は極力抑制的に行使する、日米安保体制を堅持し、その信頼性を高める、国連の平和維持活動には積極的に参加するとの三原則を明示した安全保障の原則を確立し、これに基づく自衛隊の行動原則を明確にすること、また武力攻撃、テロ、自然災害等のあらゆる非常事態に対応する原則と制度の早急な確立を強く求めるものであります。

最後に、本法案が発動することがない状況を将來にわたって作り続けることに平素から最大限の努力をすることこそが最大の備えであると申し上げ、私の賛成討論といたします。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

律案に賛成の方の起立を願います。  
〔賛成者起立〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

○川橋幸子君 私は、ただいま可決されました安

全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文による附帯決議案を提出いたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、國家のあらゆる緊急事態に対処するための態勢を整備することは極めて重要である。そのため、武

力攻撃事態対処法に基づく事態対処法制の整備を早急に進める必要がある。一方で、これらの法制は、国民の自由と権利とも大きく関係を有していることから、その整備や運用に当たつては、国民の基本的人権を最大限尊重することが必要である。

こうしたことを踏まえ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、当委員会としては、標記の三法案の審議を

踏まえ、今後の事態対処法制の整備に当たつ

り、次の諸点が特に重要であると確認した。

政府はこれらに誠実に対応すること。

1 国民の保護のための法制の整備に当たつ

ては、同法制が国民の権利及び義務とも深

い関係を有することにかんがみ、すべての

國務大臣(内閣総理大臣を除く。)で構成す

る国民保護法制整備本部を活用し、地方公

共団体や関係する民間機関を始めとして広

く国民の意見を求ること。

2 日本赤十字社に関しては、日本赤十字社

が赤十字に関する諸条約等の諸原則にのつ

とつて活動するものであることにかんが

み、その自主性、公平性及び中立性を十分

尊重して対処措置の内容を規定すること。

3 放送事業者に関する指定公共機関の規定

の整備に当たつては、放送の内容を警報、

武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容

等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放

送機関の編集に影響を及ぼすことのないよ

う留意し、いやしくも表現・言論の自由を

侵すことのないようにすること。

4 国民の保護のための法制について

は、武力攻撃事態における国民の生命、身

体及び財産の保護が極めて重要であること

から、武力攻撃事態対処法の施行の日から

一年以内を目標として実施すること。

二、政府は、標記の三法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すこと。

1 武力攻撃事態その他の緊急事態にあつては、国会及び国民に対し、正確かつ十分な情報の提供に努めること。

2 我が国及び国民の平和と安全に現実の脅威となっているテロ・不審船等の新たな脅威に対処できる態勢の整備を強力に推進し、国家の緊急事態への対処に万全を期すこと。

3 本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

以上でございます。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(山崎正昭君) ただいま川橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いました。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よつて、川橋君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣官房長官及び石破防衛庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君) ただいま御決議のありましたいわゆる武力攻撃事態対処関連三法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。

○委員長(山崎正昭君) 石破防衛庁長官。

○國務大臣(石破茂君) ただいま御決議のあります附帯決議につきましては、防衛庁といたしましても、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。

○委員長(山崎正昭君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう

う決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会





平成十五年六月十二日印刷

平成十五年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K